

第6編 事故災害編

第4章 原子力災害対策

「防災基本計画」(国)の原子力災害対策編は平成24年9月に公表され、その中で専門的・技術的事項については「原子力災害対策指針」によるものとされている。この原子力災害対策指針は平成24年10月31日に原子力規制委員会より公表され、その後2度改訂されたが(現時点で平成25年6月5日の改訂版が最新)、南砺市などの原発施設より30km圏外(U P Z外)の近傍市町村にとっての重要関係事項であるP P A(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域とされている)に関しては、その具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方等が未だ明記されていない状態にある。富山県においては、こうした国の動向に合わせて富山県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の策定作業が進められており、平成25年4月17日に開催された平成25年度第1回富山県防災会議において、国の原子力災害対策指針の未決部分を積み残した内容で、一先ず原子力災害編の改訂案が決定されている。この間に、内閣府(原子力災害担当)及び消防庁による地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(市町村分)が数度にわたり改定を重ね、平成25年3月に最新の改訂版が公表されている(現在も引き続きH25.6月の原子力災害対策指針の改定を受けて、マニュアルの改訂作業が進められている)。

こうした現状を踏まえ、本稿においては、現段階で可能な範囲で、上記の富山県防災会議における原子力災害編の改訂版(中間報告)をはじめ、「原子力災害対策指針」、「地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(市町村分)改訂版」等を参考にしつつ、かつ南砺市の地域性を考慮し、本市の原子力災害対策に盛り込むべきと考えられる事項について整理する。

南砺市地域防災計画(修正案)	富山県地域防災計画「原子力災害編」改訂版(中間報告)	「地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル(市町村分)」改訂版															
<p>第1節 原子力災害対策の方針</p>	<p>第1章 総則</p>	<p>第1章 総則</p>															
<p>・計画の体系図を追加</p> <p>【計画の体系】</p> <table border="1" data-bbox="433 993 1228 1373"> <tr> <td>第1</td> <td>計 画 の 目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>計 画 の 基 礎 と す べ き 災 害 の 想 定</td> <td>1 対象となる原子力事業所 2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>緊 急 事 態 の 段 階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方</td> <td>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル 2 運用上の介入レベル(O I L)</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>原始欲災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</td> <td>1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域 2 本市における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</td> </tr> </table>	第1	計 画 の 目 的		第2	計 画 の 基 礎 と す べ き 災 害 の 想 定	1 対象となる原子力事業所 2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路	第3	緊 急 事 態 の 段 階		第4	緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方	1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル 2 運用上の介入レベル(O I L)	第5	原始欲災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域 2 本市における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域	<p>第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所(以下「発電所」という。)又は事業所外運搬における、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等(加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用(保安規定を定める施設)及び事業所外運搬(以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災</p>
第1	計 画 の 目 的																
第2	計 画 の 基 礎 と す べ き 災 害 の 想 定	1 対象となる原子力事業所 2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路															
第3	緊 急 事 態 の 段 階																
第4	緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方	1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル 2 運用上の介入レベル(O I L)															
第5	原始欲災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域 2 本市における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域															
<p>・県計画との整合</p> <p>第1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所(以下「発電所」という。)又は事業所外運搬における、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所(以下「発電所」という。)又は事業所外運搬における、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p>	<p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等(加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用(保安規定を定める施設)及び事業所外運搬(以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災</p>															

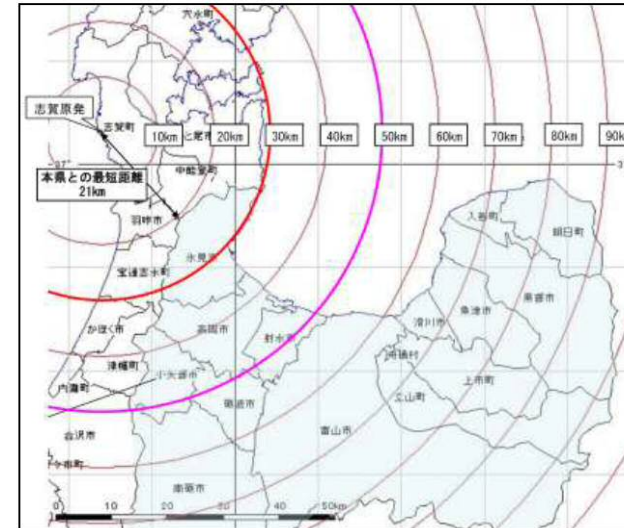
<p>・第1編総則で基本的なことは記述しており、各編を合冊することから当該項目に関しては不要と考えられる</p>		<p>第2節 計画の性格</p> <p>第1 富山県における原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、富山県における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図ったうえで作成したものである。</p> <p>県等関係機関は、想定される様々な事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>第2 富山県地域防災計画における他の災害対策との関係</p> <p>この計画は、「富山県地域防災計画」の「原子力災害編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「富山県地域防災計画(風水害編)」によるものとする。</p> <p>第3 市町村地域防災計画との関係</p> <p>市町村が、地域防災計画(原子力災害編)を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないよう計画を定めるものとする。</p> <p>なお、県は市町村地域防災計画(原子力災害編)の作成又は修正に協力するものとする。</p> <p>第4 計画の修正</p> <p>この計画は、災対法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針、県の体制・組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p>	<p>害から保護することを目的とする。</p> <p>1. ○○市(町村)の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、○○市(町村)の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画(原子力災害対策編)に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>市(町村)等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>2. ○○市(町村)における他の災害対策との関係</p> <p>この計画は、「○○市(町村)地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「○○市(町村)地域防災計画(共通編、○○編)」に拠るものとする。</p> <p>3. 計画の修正</p> <p>この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市(町村)の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。</p>
<p>第1編総則で基本的なことは記述しており、各編合冊することから当該項目に関しては不要と考えられる</p>		<p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、県民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p>	<p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市(町村)民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>第2 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>1 対象となる原子力事業所</p> <p>原子力災害対策編における原子力災害対策は、下表の2基の原子炉を対象とする。</p>	<p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>1 対象となる原子力事業所</p> <p>本県と隣接する石川県には、下記の原子力事業所が所在し、2基の原子炉が設置されている。原子力災害編における原子力災害対策は、下表の2基の原子炉を対象とする。</p>	<p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。</p> <p>以下省略</p>

事業者名	北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住1	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	135万8千kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（BWR）	改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）
熱出力	159万3千kW	392万6千kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
装荷量	約64トン	約150トン
運転開始	平成5年7月30日	平成18年3月15日



事業者名	北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住1	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	135万8千kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉（BWR）	改良型沸騰水型軽水炉（ABWR）
熱出力	159万3千kW	392万6千kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン	低濃縮二酸化ウラン
装荷量	約64トン	約150トン
運転開始	平成5年7月30日	平成18年3月15日

志賀原子力発電所周辺図



・県計画との整合

2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。

(1) 原子炉施設等で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

第2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

災害対策指針における原子炉施設等で想定される放射性物質又は放射線の放出形態の考え方は、次のとおりである。

1 原子炉施設等で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発

		<p>生じた水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。</p>	
・県計画との整合	<p>(2) 被ばくの経路</p> <p>被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。</p> <p>① 外部被ばく</p> <p>外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。</p> <p>② 内部被ばく</p> <p>内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。</p>	<p>2 被ばくの経路</p> <p>被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。</p> <p>(1) 外部被ばく</p> <p>外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。</p> <p>(2) 内部被ばく</p> <p>内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。</p>	
・県計画との整合	<p>第3 緊急事態の段階</p> <p>緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。このため県においては、国の原子力災害対策指針（H24.10.31 原子力規制委員会策定（以下、指針という。））を踏まえ、緊急事態への対応状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応の基本的考え方について以下のように整理されている。</p> <p>(1) 準備段階</p> <p>北陸電力、国、県、市等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、訓練等で検証・評価し、改善する。</p> <p>(2) 初期対応段階</p> <p>情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。</p> <p>(3) 中期対応段階</p> <p>放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。</p> <p>(4) 復旧段階</p> <p>その段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動の復帰の支援を行う。</p>	<p>第5節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>第1 緊急事態の段階</p> <p>緊急事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、国の原子力災害対策指針（H24.10.31 原子力規制委員会策定（以下、指針という。））を踏まえ、緊急事態への対応状況を、準備段階・初期対応段階・中期対応段階・復旧段階に区分し、各区分の対応について検討しておくこととする。</p> <p>1 準備段階</p> <p>北陸電力、国、県、氷見市等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、訓練等で検証・評価し、改善する。</p> <p>2 初期対応段階</p> <p>情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。</p> <p>3 中期対応段階</p> <p>放射性物質又は放射線の影響を適切に管理することが求められ、環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。</p> <p>4 復旧段階</p> <p>その段階への移行期に策定した被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動の復帰の支援を行う。</p>	

・県計画との整合

第4 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方

1. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。)

(1) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、原子力災害対策指針においては以下のとおり、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき防護措置の枠組みについての概要が示されている。

志賀原子力発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。

ア 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な災害時要援護者等の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の自治体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ（第1節第4の1. で述べるPAZをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

イ 施設敷地緊急事態

第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方

緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。) 等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、発電所の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (Emergency Action Level。以下「EAL」という。)

(1) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、以下のとおり、発電所の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、事業者、国、地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする必要がある。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、原子力災害対策指針においては、表1-1のとおりとまとめられている。また、同指針において全面緊急事態に至った場合の対応の流れは図1のとおり示されている。ただし、これらの事態は、ここに示されている順序のとおり発生するものではなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることを想定する。

志賀原子力発電所において、緊急事態が発生した場合の対応は、概ね次のとおりである。

ア 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な災害時要援護者等の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の自治体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ（第6節第1-1で述べるPAZをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する

	<p>施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の自治体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国及び立地自治体及び周辺自治体は、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地自治体を中心となって、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。</p> <p>ウ 全面緊急事態</p> <p>全面緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の自治体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、立地自治体等は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内（第6節第1 2で述べるUPZをいう。以下同じ。）においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。</p>	<p>防護措置の準備に着手しなければならない。</p> <p>イ 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の自治体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国及び立地自治体及び周辺自治体は、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地自治体を中心となって、主にPAZ内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。</p> <p>ウ 全面緊急事態</p> <p>全面緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国、県、志賀原発立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の自治体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、立地自治体等は、PAZ内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内（第6節第1 2で述べるUPZをいう。以下同じ。）においても、PAZ内と同様、避難等の予防的防護措置を講じる必要がある。</p> <p>表 1-1 原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等 図 1 防護措置実施のフローの例 (A4 判)</p>	
<p>・ 県計画との整合</p>	<p>(2) EALの具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル（EAL）を設定する。</p>	<p>(2) 具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル（EAL）を設定する。</p> <p>EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があり、E</p>	

EALは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があり、EALの設定に係る詳細な検討を今後、原子力規制委員会が行うが、当面、緊急事態区分を判断する基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用するとされている。具体的な緊急事態区分と当面のEALの内容は次表に掲載する。

※今後、原子力規制委員会は、北陸電力を含めた原子力事業者に対して実用発電用原子炉の標準的なEALの設定及びその提出を求め、標準的なEALに基づき、次表を改定することとしている。

緊急事態区分とEALについて

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ①石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②石川県において、大津波警報が発令された場合 ③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対応室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ※1 ④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） ①原子炉冷却材の漏えい ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑨原子炉制御室の使用不能	PAZ内の住民等の避難準備、及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。
緊急事態区分	全面緊急事態	原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更） ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪原子炉制御室等の使用不能 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬敷地境界の空間放射線量率5 μ Sv/hが10分以上継続 ※2	PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

- ※1 想定される具体例は次のとおり。
- ・非常用母線への交流電源が1系統のみ。たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源になった状態
 - ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
 - ・1次冷却材中のよう素濃度が所定の値を超えた場合
 - ・原子炉水位有効燃料長上端未満
 - ・自然災害により以下の状況となった場合
 - －プラントの設計基準を超える事象
 - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になること
- ※2 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

AALの設定に係る詳細な検討を今後、原子力規制委員会が行うが、当面、緊急事態区分を判断する基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用するとされている。具体的な緊急事態区分と当面のEALの内容は次表に掲載する。

今後、原子力規制委員会は、北陸電力を含めた原子力事業者に対して実用発電用原子炉の標準的なEALの設定及びその提出を求め、標準的なEALに基づき、次表を改定する。北陸電力は、次表の緊急事態区分に従い、発電所の特性及び立地地域の状況に応じたEALの更なる詳細設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出なければならないとされている。原子力規制委員会は、必要に応じて原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

緊急事態区分とEALについて

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ①石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②石川県において、大津波警報が発令された場合 ③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対応室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ※1 ④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） ①原子炉冷却材の漏えい ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑨原子炉制御室の使用不能	PAZ内の住民等の避難準備、及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。
緊急事態区分	全面緊急事態	原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更） ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪原子炉制御室等の使用不能 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬敷地境界の空間放射線量率5 μ Sv/hが10分以上継続 ※2	PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

- ※1 想定される具体例は次のとおり。
- ・非常用母線への交流電源が1系統のみ。たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源になった状態
 - ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
 - ・1次冷却材中のよう素濃度が所定の値を超えた場合
 - ・原子炉水位有効燃料長上端未満
 - ・自然災害により以下の状況となった場合
 - －プラントの設計基準を超える事象
 - －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になること
- ※2 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

<p>・県計画との整合</p>	<p>2. 運用上の介入レベル（O I L）</p> <p>（1）基本的考え方</p> <p>放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、関係市町村等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</p> <p>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>※スクリーニング（被ばく者の汚染検査）</p> <p>スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療（急性放射線障害の回避、安定ヨウ素剤の投与指示の判断、汚染の拡大防止等）の実施に不可欠。</p>	<p>2 運用上の介入レベル（O I L）</p> <p>（1）基本的な考え方</p> <p>全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記（1）の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、石川県、氷見市等は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、原子力災害対策指針において、図1及び表1-2のとおりとりまとめられている。</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。</p> <p>これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。</p> <p>さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。</p> <p>表1-2 原子力事業者、地方気宇経団体、国が採ることを想定される措置等(A4判)</p>	
<p>・県計画との整合</p>	<p>（2）運用上の介入レベル(O I L)具体的な基準と防護措置の内容</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Levels。以下「O I L」という。）を設定する。防護措置を実施する国、県、関係市町村等においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておくこととされている。</p> <p>原子力規制委員会が、各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を次表に掲載する。</p>	<p>（2）具体的な基準と防護措置の内容</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Levels。以下「O I L」という。）を設定する。防護措置を実施する国、県、石川県、氷見市等においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく。</p> <p>原子力規制委員会が、各種防護措置に対応するO I Lの初期設定値として設定した内容を次表に掲載する。</p> <p>なお、同表の値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実</p>	

なお、同表の値は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の際に実施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定されたものである。

本来、IAEAでは、まず緊急時に住民等を最適に防護するための基準（包括的判断基準）を定め、そこからOILを導出することとしている。このため、国においても、原子力規制委員会が、今後、IAEAからOILの導出に係る情報が公表され、我が国におけるOILの検討に必要となる環境が整った際には、包括的判断基準からOILを算出し、今回設定したOILの見直しを検討するとされている。

※IAEA

IAEAは、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency）の略称である。国際連合傘下の自治機関であり、原子力の平和利用を促進し、軍事転用されないための保障措置の実施をする国際機関である。

OILと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	β 線：40,000 cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	OIL2	2.0 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ※9	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6	核種 ※7 飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 放射性ヨウ素 300Bq/kg ※8 放射性セシウム 200Bq/kg プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 1Bq/kg ウラン 20Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上に沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
 ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
 ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射面積が20c m²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/C m²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
 ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/c m²相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。
 ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
 ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
 ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。
 ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
 ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準である

施された防護措置の状況や教訓を踏まえて、実効的な防護措置を実施する判断基準として適当か否かなどという観点から当面運用できるものとして設定されたものである。

本来、IAEAでは、まず緊急時に住民等を最適に防護するための基準（包括的判断基準）を定め、そこからOILを導出することとしている。このため、国においても、原子力規制委員会が、今後、IAEAからOILの導出に係る情報が公表され、我が国におけるOILの検討に必要となる環境が整った際には、包括的判断基準からOILを算出し、今回設定したOILの見直しを検討するとされている。

OILと防護措置について

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	β 線：40,000 cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
早期防護措置	OIL2	2.0 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ※9	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6	核種 ※7 飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 放射性ヨウ素 300Bq/kg ※8 放射性セシウム 200Bq/kg プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 1Bq/kg ウラン 20Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上に沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
 ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
 ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射面積が20c m²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/C m²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
 ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/c m²相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。
 ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
 ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
 ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。
 ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
 ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準である

・上位計画において P P A の具体的な範囲が示されていない。
南砺市は、原子力施設から半径 50 km 圏域の外側に位置しており、原子力災害対策指針に示されている距離の目安値等からみて、危険度は低く想定されるが、ゼロになることはないと考えられる。
したがって、防災計画においては、P P A 圏内と同等の災害対策をとることが適切であると考えられる。

第 5 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

1. 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域については、原子力災害対策指針によれば、以下のように示されている。

「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。

その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域（「原子力災害対策重点区域」）を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。」

(1) 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)

原子力災害対策指針によれば、「P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3 ～ 5 k m の間で設定すること(5 k m を推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 5 k m」を目安とする。なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

原子力災害対策指針によれば、「U P Z とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I L に基づき、緊急時防護措

第 6 節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域

第 1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域については、原子力災害対策指針によれば、以下のように示されている。

「原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。

その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域（「原子力災害対策重点区域」）を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。」

1 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)

原子力災害対策指針によれば、「P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、E A L に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3 ～ 5 k m の間で設定すること(5 k m を推奨)とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 5 k m」を目安とする。なお、この目安については、地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。

2 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone)

原子力災害対策指針によれば、「U P Z とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I L に基づき、緊急時防護措置を準備する区

第 6 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

【原子力発電所の場合】

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

- ・ 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone)
- ・ 緊急時防護措置を準備する区域 (U P Z : Urgent Protective Action planning Zone)

【原子力発電所以外の原子力施設の場合】

以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

- ・ 実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域

この考え方を踏まえ、本市(町村)において原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおりとする。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
〇〇
〇〇

第 7 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Z においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

- ・ 警戒事象(特定事象(原災法 10 条事象)に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等)
- ・ 特定事象
- ・ 原子力緊急事態(原災法第 2 条第 2 号に規定する原子力緊急事態)

また、U P Z においては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施することとする。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

<p>置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。なお、この目安については、行政区画、地形条件、気象条件、主として参照すべき事故の規模を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。</p> <p>(3) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）</p> <p>原子力災害対策指針によれば、「UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じてUPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。」とされている。</p> <p>2 本市における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</p> <p>南砺市は、志賀原子力発電所から半径約50km圏域に掛かる位置にあり、今後の国、県の動向を踏まえ、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）について検討を進める。</p> <p>※PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、県の原子力災害編の確定版が作成されることになっており、その結果を踏まえて本計画を改定する。</p>	<p>域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。なお、この目安については、行政区画、地形条件、気象条件、主として参照すべき事故の規模を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。</p> <p>3 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）</p> <p>原子力災害対策指針によれば、「UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じてUPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。」とされている。</p> <p>※PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討</p> <p>第2 本県における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域 (県知事政策局、氷見市)</p> <p>原子力災害対策指針を踏まえ、本県において、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）は、発電所から概ね半径30kmの圏内とする。この対象区域には、氷見市の一部が含まれるが、行政区画、地形条件等を考慮のうえ、具体的な範囲を定める。</p> <p>なお、原子力規制委員会がUPZ設定の参考とするため実施したMACCS2による試算では、志賀原発については、IAEAの避難の線量基準とされる100ミリシーベルトの範囲が最大で19kmであり、富山県までは到達していない。ただ、このMACCS2の試算では、地形情報や風向・風速等の気象条件の設定に課題があることから、こうした条件を加味したSPEEDIによる試算を行うこととしており、この試算結果について防災会議に報告し、必要があれば、UPZの区域について検討する。</p> <p>また、<u>氷見市以外の市町村（以下「その他の市町村」という。）</u>においても、必要に応じ、避難者の受入れをはじめとした原子力防災対策を実施することとなるため、各市町村における住民への情報伝達、避難者の受入れ等に係る対策を検討する。</p>	<p>UPZ及びUPZ外においては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、〇〇市（町村）地域防災計画（共通編）第〇章〇節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>※ 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・略</p>
---	--	--

南砺市地域防災計画（修正案）	富山県地域防災計画「原子力災害編」 改訂版（中間報告）	「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル （市町村分）」改訂版
第2節 原子力災害事前対策	第2章 原子力災害事前対策	第2章 原子力災害事前対策
<p>・第2節の対策の体系図を追加</p> <p>【対策の体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 情報の収集・連絡体制等の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報収集・連絡体制の整備 2 情報の分析整理 3 通信手段・経路の多様化 第2 災害応急体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 2 災害対策本部体制等の整備 3 防災関係機関相互の連携・応援体制等の整備 4 モニタリング体制等の整備 第3 避難収容活動体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難計画の作成 2 避難所等の整備 3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備 4 学校等施設における避難計画の整備 5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成 6 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備 7 避難場所・避難方法等の周知 第4 緊急輸送活動体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 専門家の移送体制の整備 2 緊急輸送路の確保体制等の整備 第5 救助・救急、防護資機材等の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 救助・救急活動用資機材の整備 2 救助・救急機能の強化 3 防災業務関係者の安全確保のための安定ヨウ素剤等の整備 4 物資の調達、供給活動 5 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保 6 医療資機材等の整備 7 緊急被ばく医療活動体制等の整備 8 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等への参加 第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 情報項目の整理 2 施設等の整備 3 住民相談窓口の設置等 4 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備 5 多様なメディアの活用体制の整備 第7 原子力防災に関する知識の普及と人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及と啓発 2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法 3 学校等との連携による防災教育の実施 4 災害時要援護者等への配慮 5 居場所と連絡先の災対本部への連絡に係る住民に対する周知 6 防災業務関係者の人材育成 第8 防災訓練等の実施 <ul style="list-style-type: none"> 1 訓練計画の策定 2 訓練の実施 		

<p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合</p> <p>※防災拠点間のネットワーク強化について、県計画に本市が含まれないため、掲載しない</p> <p>・県計画との整合</p>	<p>第1 情報の収集・連絡体制等の整備（市長政策室、総務部）</p> <p>市は、必要に応じて、国、県、北陸電力、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。</p> <p>1. 情報収集・連絡体制の整備（広報連絡班、総務班）</p> <p>（1）市と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、北陸電力、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を確保しておく。 <p>（2）機動的な情報収集体制</p> <p>市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。</p>	<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、必要に応じて、国、石川県、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備する。</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1 県と関係機関相互の連携体制（石川県、県知事政策局、市町村、北陸電力、各防災関係機関）</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、志賀原発立地県である石川県、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワーク（※）を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志賀原発立地県である石川県、氷見市及びその他の市町村との必要な連絡方法（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。） <p>※ 防災拠点間における情報通信のためのネットワーク</p> <p>具体的には、国と県庁、氷見市役所を専用回線で接続（テレビ会議システム等を設置）。</p> <p>県庁屋上に専用の衛星アンテナを設置（地上回線が故障した場合のバックアップ回線）。など</p> <p>2 機動的な情報収集体制（県知事政策局、市町村、各防災関係機関）</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国、氷見市及びその他の市町村等と協力し、必要に応じてヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。</p> <p>3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定（県知事政策局、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。</p> <p>4 非常通信協議会との連絡（北陸総合通信局、県知事政策局、経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。</p> <p>5 移動通信系の活用（県知事政策局、経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と連携し、携帯電話、衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、海上保安庁無線、</p>	<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>市（町村）は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>1. 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>（1）市と関係機関相互の連携体制の確保</p> <p>市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） ・防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先 ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意味決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） <p>（2）機動的な情報収集体制</p> <p>市（町村）は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p>
---	---	---	--

<p>・県計画との整合</p>	<p>(3) 連絡調整会議への出席 市は、県が開催する県及び県内市町村による市町村原子力防災 主管課長会議に出席し、平常時より原子力防災に関する情報の交 換に努める。</p>	<p>警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。</p> <p>7 連絡調整会議の開催（県知事政策局、市町村） 県は、県及び県内市町村による市町村原子力防災主管課長会議を開催し、 平常時より原子力防災に関する情報の交換に努める。</p>	<p>(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築 市（町村）は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係 機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p>
<p>※人材の育成・確保 は大切。 専門家の意見 の活用体制の整 備までは不要と 考えられる</p> <p>※情報の収集・蓄積 について、県計画 で本市は対象外 だが、蓄積情報の ネットワーク化 は大切</p> <p>・県計画との整合</p> <p>※原子力事業所及 び施設に関する 資料は不要</p> <p>・社会環境に関する 資料、放射性物質 及び放射線の影 響予測に必要と なる資料、防護資 機材等に関する 資料は必要と考</p>	<p>2. 情報の分析整理（総務班）</p> <p>(1) 人材の育成・確保 市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・ 確保に努める。</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の利用促進 市は、国、県等で収集・蓄積された原子力防災関連情報について関 係機関の利用が円滑に行われるよう、県とともに情報のデータベー ス化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 市は、国、県及び北陸電力と連携して応急対策の的確な実施に 資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及 び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資 料を適切に整備し、定期的に更新する。</p> <p>[整備を行うべき資料]</p> <p>①社会環境に関する資料 ア 周辺地図 イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、 災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口 移動に関する資料を含む。）</p>	<p>第2 情報の分析整理</p> <p>1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制（県知事政策局、市町村） 県、氷見市及びその他の市町村は、収集した情報を的確に分析整理する ための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活 用できるよう体制の整備に努める。</p> <p>2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進（県知事政策局、 市町村） 国、県及び氷見市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努 める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施さ れるようその他の市町村とともに情報のデータベース化、ネットワーク化 等についてその推進に努める。</p> <p>3 防災対策上必要とされる資料（県知事政策局、関係部局、市町村、 北陸電力） 県及び氷見市は、国、志賀原発立地県である石川県、その他の市町村及 び北陸電力と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、必要に応じ て以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測 に必要となる資料、管理する防護資機材等に関する資料を整備する。 なお、これらの資料については、電源喪失の影響を受けない媒体と閲覧 手段を用いつつ保存し、常に最新のものに更新するよう、その仕組みを構 築する。 [整備を行うべき資料]</p> <p>(1) 原子力事業所及び施設に関する資料 ア 原子力事業者防災業務計画 イ 原子力事業所の施設の配置図</p> <p>(2) 社会環境に関する資料 ア 周辺地図 イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害 時要援護者（※）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に 関する資料を含む。） ※災害時要援護者等 災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守</p>	<p>2. 情報の分析整理</p> <p>(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制 市（町村）は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育 成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよ う必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 市（町村）は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努 めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促 進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベー ス化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるもの とする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料 市（町村）は、国、県及び原子力事業者と連携して応急対策の的確 な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、 社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる 資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新する とともに、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管 理するものとする。 また、市（町村）は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予 定施設に適切に備え付けるものとする。</p> <p><整備を行うべき資料の例></p> <p>① 原子力施設（事業所）に関する資料 ア 原子力事業者防災業務計画 イ 原子力事業所の施設の配置図</p> <p>② 社会環境に関する資料 ア 種々の縮尺の周辺地図 イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、災害 時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関す る資料を含む。）</p>

<p>えられる</p>	<p>ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備等の情報を含む。）</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（被ばく医療機関に関する位置・収容能力・対応能力・搬送ルート及び移送手段等）</p> <p>②放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象資料（周辺測点における風向、風速、及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）</p> <p>イ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料</p> <p>ウ 農林水産物の生産及び出荷状況</p> <p>③防護資機材に関する資料</p> <p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況</p> <p>イ 避難用車両の緊急時における運用体制</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p> <p>④緊急事態発生時の連絡体制に関する資料</p> <p>ア 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制</p> <p>⑤避難に関する資料</p> <p>ア 地区ごとの避難方法説明資料（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）</p> <p>イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す広域避</p>	<p>るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。</p> <p>ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（被ばく医療機関に関する位置・収容能力・対応能力・搬送ルート及び移送手段等）</p> <p>（3）放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象資料（周辺測点における風向、風速、及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）</p> <p>イ 線量推定計算に関する資料</p> <p>ウ 平常時環境放射線モニタリング資料（過去の統計値）</p> <p>エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料</p> <p>オ 農林水産物の生産及び出荷状況</p> <p>（4）防護資機材に関する資料</p> <p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況</p> <p>イ 避難用車両の緊急時における運用体制</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p> <p>（5）緊急事態発生時の連絡体制に関する資料</p> <p>ア 北陸電力との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）</p> <p>イ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制</p> <p>（6）避難に関する資料</p> <p>ア 地区ごとの避難方法説明資料（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）</p> <p>イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す広域避難を前</p>	<p>ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法</p> <p>③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象資料（過去〇年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）</p> <p>イ モニタリングポスト配置図、空間放射線量率の予定測定地点図、及び環境試料の予定採取地点図</p> <p>ウ 線量推定計算に関する資料</p> <p>エ 平常時環境放射線モニタリング資料</p> <p>オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料</p> <p>カ 農林水産物の生産及び出荷状況</p> <p>④防護資機材等に関する資料</p> <p>ア 防護資機材の備蓄・配備状況</p> <p>イ 避難用車両の緊急時における運用体制</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況</p> <p>⑤緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）</p> <p>イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）</p> <p>ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表</p> <p>⑥避難に関する資料</p> <p>ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）</p> <p>イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前</p>
-------------	--	--	--

	難を前提とした市町村間調整済みのもの)	提とした市町村間調整済みのもの)	前提とした市町村間の調整済みのもの)
※通信手段・経路の多様化については、震災編と同じ共通事項	<p>3. 通信手段・経路の多様化（情報調整班、総務班）</p> <p>市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。</p> <p>①市防災行政無線の確保・活用</p> <p>市は、国、県とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。</p> <p>②災害時優先電話等の活用</p> <p>市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。</p> <p>③通信輻輳の防止</p> <p>市は、関係機関と連携し、移動通信系の運用において、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。</p> <p>このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、北陸総合通信局と事前の調整を実施する</p> <p>④非常用電源等の確保</p> <p>市は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水への対応を考慮して設置等を図る。</p> <p>⑤保守点検の実施</p> <p>市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う</p>	<p>第3 通信手段の確保</p> <p>2 通信手段・経路の多様化（北陸総合通信局、県知事政策局、経営管理部、市町村、電気通信事業者）</p> <p>(1) 防災行政無線の確保・活用</p> <p>県は、国、氷見市及びその他の市町村とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。</p> <p>(5) 災害時優先電話等の活用</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、運用方法等について習熟しておく。</p> <p>(6) 通信輻輳の防止</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、北陸総合通信局と事前の調整を実施する。</p> <p>(7) 非常用電源等の確保</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水への対応を考慮して設置等を図る。</p> <p>(8) 保守点検の実施</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。</p>	<p>3. 通信手段・経路の多様化</p> <p>市（町村）は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。</p> <p>また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>①市町村防災行政無線の整備</p> <p>市町村防災行政無線については、移動系防災無線未設置市町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を促進する。なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。</p> <p>②災害に強い伝送路の構築</p> <p>（※内容省略）</p> <p>③機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>（※内容省略）</p> <p>④災害時優先電話等の活用</p> <p>市（町村）は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>⑤通信輻輳の防止</p> <p>市（町村）は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。</p> <p>このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>⑥非常用電源等の確保</p> <p>市（町村）は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。</p> <p>⑦保守点検の実施</p> <p>市（町村）は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。</p>
	<p>第2 災害応急体制の整備（全部局共通）</p>	<p>第7節 原子力災害応急体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体</p>	<p>第7節 災害応急体制の整備</p> <p>市（町村）は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あら</p>

<p>・県計画を踏まえ、具体的には地域防災計画作成マニュアルを参考に記述</p>	<p>1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備（総務班）</p> <p>市は、警戒事象（立地県において震度5強以下の地震が発生した場合を除く。）又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。</p> <p>※警戒事象 原災法第10条に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等をいう。緊急事態区分における警戒事態に相当する。（第1節第3を参照）</p> <p>※特定事象 原災法第10条第1項前段の規定により原子力規制委員会等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域の境界付近において政令基準（1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合などをいう。 緊急事態区分における施設敷地緊急事態に相当する。（第1節第3を参照） 特定事象が発生した場合、オフサイトセンターで、原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される現地事故対策連絡会議が開催され、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整える。</p>	<p>制の整備を図る。</p> <p>第1 警戒体制及び災害警戒本部体制の整備</p> <p>1 警戒体制及び災害警戒本部体制の整備（県知事政策局）</p> <p>(1) 警戒体制の整備</p> <p>県は、警戒事象※発生 of 通報を受けた場合、警戒体制を整備する。 警戒体制においては、事故状況等の把握に努めながら、必要に応じ、災害警戒本部体制へ移行できるよう準備をする。 （第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照）</p> <p>※警戒事象 原災法第10条に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等をいう。緊急事態区分における警戒事態に相当する。（第1章第5節第2を参照）</p> <p>(2) 災害警戒本部体制の整備</p> <p>県は、特定事象※ of 通報を受けた場合、災害警戒本部体制を設置する。 災害警戒本部においては、知事を本部長として、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療など各種防護措置を開始するとともに、オフサイトセンターへ職員を派遣する。 （第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照）</p> <p>※特定事象 原災法第10条第1項前段の規定により原子力規制委員会等に通報を行うべき事象で、原子力事業所の区域の境界付近において政令基準（1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合などをいう。 緊急事態区分における施設敷地緊急事態に相当する。（第1章第5節第2を参照） 特定事象が発生した場合、オフサイトセンターで、原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される現地事故対策連絡会議が開催され、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整える。</p> <p>(3) 参集体制の整備</p> <p>県は、警戒体制及び災害警戒本部体制に備えて、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。</p> <p>2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、関係部局、氷見市）</p> <p>国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県及び氷見市の職員を迅速に派遣するため、原子力防災専門官等と協議して、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。</p>	<p>かじめ必要な体制を整備するものとする。また、検討結果等については、第3章「災害応急対策」に反映させるものとする。</p> <p>1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>(1) 警戒態勢をとるために必要な体制</p> <p>市（町村）は、警戒事象（立地道府県において震度5強以下の地震が発生した場合を除く。）以下、この節及び第3章第2節4. 以降において同じ。）又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制</p> <p>市（町村）は、警戒事象又は特定事象発生 of 通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに市（町村）の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。</p>
--	--	--	--

<p>・県計画を踏まえ、具体的には地域防災計画作成マニュアルを参考に記述</p>	<p>2. 災害対策本部体制等の整備（総務班）</p> <p>市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>※ 原子力緊急事態 原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。 緊急事態区分における全面緊急事態に相当する。（第1節第3を参照） 原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。</p>	<p>第2 災害対策本部体制の整備（県知事政策局）</p> <p>県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態※宣言を発出した場合に、災害対策本部を設置する。</p> <p>災害対策本部においては、知事を本部長として、全庁職員が登庁して各種防護措置に従事する。</p> <p>（第3章 第3節 第1「県の活動体制」を参照）</p> <p>災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。</p> <p>※ 原子力緊急事態 原子力事業所の区域付近において政令基準（1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量）以上の放射線量を検出する場合など、国の原子力災害対策本部の設置など緊急事態応急対策を行う状態をいう（原災法第15条）。 緊急事態区分における全面緊急事態に相当する。（第1章第5節第2を参照） 原子力緊急事態宣言が発出された場合、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部から組織される原子力災害合同対策協議会が開催され、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力する。</p> <p>第4 長期化に備えた動員体制の整備（県知事政策局、県経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国、その他の市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。</p>	<p>2. 災害対策本部体制等の整備</p> <p>市（町村）は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市（町村）長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>また、市（町村）は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>3. 防災関係機関相互の連携・応援体制等の整備（総務班）</p> <p>（1）防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>市は、平常時から国、県、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。</p>	<p>第6 防災関係機関相互の連携体制の整備（原子力規制委員会、自衛隊、石川県、県知事政策局、県警察本部、市町村、伏木海上保安部、各医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力）</p> <p>県及び氷見市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、志賀原発立地県である石川県、その他の市町村、自衛隊、警察、海上保安部、消防本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、北陸電力及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。</p> <p>第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受け入れ体制の整備（県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制等の整備に努める。</p>	<p>5. 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>市（町村）は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>6. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>市（町村）は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p>

<p>※県西部6市による協力体制確立の含み盛り込んでいる</p>	<p>(2) 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>市は、国、県及び災害時相互応援協定締結市、県内市町村と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に相互に後方支援を担える広域体制を確立し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。</p>	<p>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化 (県知事政策局、市町村、北陸電力、各防災関係機関)</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、携行品等の放射線の測定」をいう。以下同じ。)等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等の応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図る。</p>	<p>8. 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>市(町村)は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング(「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>4. モニタリング体制等の整備 (環境対策班)</p> <p>市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。</p>	<p>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>第3 緊急時モニタリング要員の確保 (県知事政策局、生活環境文化部、関係部局、市町村、各防災関係機関)</p> <p>県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。</p> <p>また、要員には氷見市及びその他の市町村の職員も対象とすることとし、市町村はあらかじめモニタリング要員を定めておく。</p> <p>※緊急時モニタリングの実施手法等の詳細については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改訂を踏まえて、そのあり方を検討</p>	<p>10. モニタリング体制等</p> <p>市(町村)は、緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時環境放射線モニタリングに参画するために、国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関と協力した、事故時の連絡体制の整備、必要に応じて急時モニタリング計画の作成、等を行うものとする。</p>
<p>・県計画との整合 (市民の屋内退避や広域避難民の誘導等のための避難計画の作成は必要)</p> <p>※県西部6市との連携による広域避難体制確立の含みを盛り込んでいる</p>	<p>第3 避難収容活動体制の整備 (市長政策室、総務部)</p> <p>1. 避難計画の作成 (総務班)</p> <p>市は、国、県及び北陸電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。</p> <p>また、市の境界を越えた広域の避難が必要な場合を想定し、あらかじめ災害時相互応援協定締結市、県内市町村と連携し、広域避難体制を整える。</p>	<p>第9節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第1 避難計画の作成 (県知事政策局、市町村)</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国、北陸電力の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援する。</p> <p>また、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、緊急事態区分による段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定する。その際、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力防災対策を重点的に実施すべき区域外とする。個別の県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって、県との調整や市町村の間の調整を図る。</p> <p>さらに、地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。</p> <p>なお、災害時要援護者の屋内退避や避難等の防護対策を講じるにあたっては、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、適切に対応することが重要である。</p>	<p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1. 避難計画の作成</p> <p>市(町村)は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。</p> <p>避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の市(町村)の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市(町村)の間の調整を図るものとする。</p>

<p>・県計画との整合 (屋外等に取り残された市民や、自宅等に退避できない人(旅行者等)の緊急非難誘導先として、また広域(PAZ、UPZ等)避難民の受け入れ先として、避難所等の整備が必要)</p>	<p>2. 避難所等の整備 (全班共通)</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市は、学校及び公民館等の公共的施設を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。</p> <p>市は、避難所の指定に当たって、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者等に十分配慮する。</p> <p>市は、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。</p> <p>※スクリーニング(被ばく者の汚染検査)</p> <p>スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療(急性放射線障害等の確定的影響の回避と確率的影響のリスクの低減、安定ヨウ素剤の投与指示の判断、汚染の拡大防止等)の実施に不可欠。</p>	<p>第2 避難所等の整備</p> <p>1 避難所、スクリーニング実施場所の整備(県知事政策局、厚生部、教育委員会、市町村)</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、学校及び公民館等の公共的施設を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言する。</p> <p>県は、避難所の指定に当たって、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、災害時要援護者等に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。</p> <p>県は、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう、また、避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう助言する。</p> <p>※スクリーニング(被ばく者の汚染検査)</p> <p>スクリーニングによる汚染程度の把握は、緊急被ばく医療(急性放射線障害等の確定的影響の回避と確率的影響のリスクの低減、安定ヨウ素剤の投与指示の判断、汚染の拡大防止等)の実施に不可欠。</p>	<p>2. 避難所等の整備</p> <p>(1) 避難所等の整備</p> <p>市(町村)は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。</p> <p>また、市(町村)は避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、避難やスクリーニング等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>市は、県等と協力し、住民等の避難及び広域避難者の受け入れを想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備に努める。</p>	<p>2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備(県知事政策局、市町村)</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、住民の避難誘導に必要な資機材、移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言する。また、県は、氷見市及びその他の市町村等と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。</p>	<p>(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>市(町村)は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。また、市(町村)は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。</p>	<p>3 コンクリート屋内退避体制の整備(県知事政策局、市町村)</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言する。</p>	<p>(3) コンクリート屋内退避体制の整備</p> <p>市(町村)は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>・広域一時滞在に係る応援協定について、県計画では市町村の役割が記載されていないが、広域一時滞在者の受け入れのための広域応援協定の締結等は大切 ※県西部6市による相互応援体制確立の含みを盛り込んでいる</p>	<p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>市は、県及び県内市町村と連携し、PAZ、UPZ区域に含まれる市町村等からの広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p>4 広域一時滞在に係る応援協定の締結(石川県、県知事政策局)</p> <p>県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、志賀原発立地県である石川県をはじめとした他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結</p> <p>市(町村)は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市(町村)は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p>

<p>・県計画との整合 (※震災編等と共通)</p> <p>・県計画との整合 (※震災編等と共通)</p>	<p>(5) 避難場所における設備等の整備</p> <p>市は県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、緊急用燃料、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、ユニバーサルデザインのトイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>(6) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>市は、避難住民の生活を確保するため、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。</p>	<p>8 避難所における設備等の整備 (県知事政策局、観光・地域振興局、厚生部、教育委員会、市町村)</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、緊急用燃料、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、ユニバーサルデザインのトイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p> <p>9 物資の備蓄に係る整備 (県知事政策局、厚生部、教育委員会、市町村)</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進める。</p>	<p>(7) 避難場所における設備等の整備</p> <p>市(町村)は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(8) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>市(町村)は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>
<p>・県計画との整合 ※災害時要援護者の支援にあたっては、原子力災害の特殊性に留意した取組が必要</p>	<p>3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備 (財政管財班、避難所班、要介護者班、医療救護班)</p> <p>(1) 災害時要援護者等への支援</p> <p>市は、放射線の影響を特に受けやすい子どもや妊産婦等に十分配慮するとともに、災害時要援護者及び一時滞在者について、原子力災害の特殊性を踏まえて、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、避難、コンクリート屋内退避等の適切な防護対策を講じるなど、県の協力のもと、次の安全の確保対策に取り組む。</p> <p>ア 災害時要援護者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備</p> <p>(ア) 市は、災害時要援護者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、県で作成された災害時要援護者支援ガイドラインを含めた災害対策マニュアルを作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める。</p> <p>(イ) 市は、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自治会・消防団、自主防災組織、高齢者団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</p>	<p>第3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>1 災害時要援護者への支援 (県知事政策局、厚生部、市町村)</p> <p>放射線の影響を特に受けやすい子どもや妊産婦等に十分配慮するとともに、災害時要援護者について、原子力災害の特殊性を踏まえて、寝たきりの者等の避難に伴う病気の悪化と放射線のリスクとのバランスを考慮して、避難、コンクリート屋内退避等の適切な防護対策を講じるなど、安全の確保対策を講ずる。</p> <p>(1)災害時要援護者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備</p> <p>ア 災害時要援護者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動について理解や関心を高めるため、県においては災害時要援護者支援ガイドラインを作成し、氷見市及びその他の市町村においてはそのガイドラインを含めた災害対策マニュアルを作成するとともに、高齢者福祉施設等における災害対策マニュアルの作成を促進するなど、防災上必要な知識の普及啓発に努める。</p> <p>イ 氷見市及びその他の市町村は、防災関係部局、消防団、福祉関係部局、自主防災組織、高齢者団体、障害者団体、福祉関係者等との連携の下、個人情報の保護に配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、避難所や避難路の指定に当たっては、災害時要援護者の実態にあわせて、利便性や安全性に十分配慮し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画を整備するよう努める。</p>	<p>3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 市(町村)は、県の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、妊産婦など災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>①災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。</p>

<p>(※震災編等と共通)</p> <p>・県計画との整合 ※病院等医療機関、社会福祉施設においても原子力災害の特殊性に留意した取組が必要</p>	<p>(ウ) 市は、災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。</p> <p>イ 自主防災組織の強化 自主防災組織は、民生委員、児童委員、高齢福祉推進員、身体障害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人情報の保護に配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする災害時要援護者のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。</p> <p>ウ 社会福祉施設への緊急入所 市は、災害により居宅で生活することが困難な寝たきり等の高齢者や障害者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めるほか、社会福祉施設間における災害協定の締結等を促進する。</p> <p>(2) 病院等医療機関 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。 また、市は、住民に対して提供すべき情報をあらかじめ示し、周知する。</p> <p>(3) 社会福祉施設 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に入所者等の避難誘導體制に配慮する。</p>	<p>ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>(2) 災害時要援護者支援班の設置 支援班は、平常時においては、要援護者情報の共有化、避難支援計画の作成等に努め、災害時においては、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、避難所との連携等を行う。</p> <p>(3) 自主防災組織の強化 自主防災組織は、民生委員、児童委員、高齢福祉推進員、身体障害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人情報の保護に配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする災害時要援護者のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。</p> <p>(4) 社会福祉施設への緊急入所 県、氷見市及びその他の市町村は、災害により居宅で生活することが困難な寝たきり等の高齢者や障害者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めるほか、社会福祉施設間における災害協定の締結等を促進する。</p> <p>2 病院等医療機関（県厚生部、市町村、各医療機関） 病院等医療機関の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保等、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、氷見市及びその他の市町村は、住民に対して提供すべき情報をあらかじめ示し、周知するよう助言する。</p> <p>3 社会福祉施設（県厚生部、市町村、社会福祉施設） 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導體制に配慮する。</p>	<p>②災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。</p> <p>③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。</p> <p>(2) 市（町村）は、県の協力のもと、災害時要援護者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。</p> <p>なお、市（町村）は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、災害時要援護者等避難支援計画等の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市（町村）と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(4) 社会福祉施設の管理者は、県及び市（町村）と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>4. 学校等施設における避難計画の整備（教育総務班） 学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。</p>	<p>第4 学校等施設における避難計画の整備（県経営管理部、教育委員会、市町村） 学校等施設の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘</p>	<p>4. 学校等施設における避難計画の整備 学校等施設の管理者は、県及び市（町村）と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p>

<p>・県計画との整合</p>	<p>また、市は県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。</p> <p>5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成（情報調整班）</p> <p>駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。</p>	<p>導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>また、県は氷見市及びその他の市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。</p> <p>第5 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備（県知事政策局、市町村）</p> <p>駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県、氷見市及びその他の市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p>	<p>また、市（町村）は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>5. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成</p> <p>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>6. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備（情報調整班）</p> <p>市は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。</p>	<p>第7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備（県知事政策局、市町村）</p> <p>県は国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図る。</p>	<p>7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備</p> <p>市（町村）は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>7. 避難場所・避難方法等の周知（総務班）</p> <p>市は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び北陸電力の協力のもと、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。</p>	<p>第9 避難所・避難方法等の周知（県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を氷見市、その他の市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と連携の上、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。</p>	<p>9. 避難場所・避難方法等の周知</p> <p>市（町村）は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市（町村）は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>第4 緊急輸送活動体制の整備（総務部、建設部）</p> <p>1. 専門家の移送体制の整備（財政管財班）</p> <p>市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。</p> <p>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備（土木班）</p> <p>市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時</p>	<p>第11節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第1 専門家の移送体制の整備（原子力規制委員会、独立行政法人放射線医学総合研究所、指定公共機関、県知事政策局、関係部局、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国、志賀原発立地県である石川県及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制及び活動拠点となる受入体制等）についてあらかじめ定めておく。</p> <p>第2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>2 道路交通管理体制の整備（県警察本部、各道庁管理者）</p>	<p>第9節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1. 専門家の移送体制の整備</p> <p>市（町村）は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。</p> <p>2. 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>市（町村）は、市（町村）の管理する情報板等の道路関連設備につ</p>

	を念頭に置いた整備に努める。	国、県、氷見市及び その他の市町村 は、各々が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。	いて、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
※原子力災害に関連する火災（消火）は、本市においては無関係と考えられる（消防の広域応援は別項目）	第5 救助・救急、防護資機材等の整備 （総務部、産業経済部、経理部、地域包括医療・ケア部、消防部）	第12 節 救助・救急、消火及び防護資機材等の整備	第10 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
・ 県計画との整合	1. 救助・救急活動用資機材の整備 （消防本部） 市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。	第1 救助・救急活動用資機材の整備 （県知事政策局、市町村） 県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、氷見市及び その他の市町村 と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに氷見市及び その他の市町村 に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言する。	1. 救助・救急活動用資機材の整備 市（町村） は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、 県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。
・ 県計画との整合	2. 救助・救急機能の強化 （総務班、消防本部） 市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。	第2 救助・救急機能の強化 （県知事政策局、市町村） 県は国と連携し、 職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。	2. 救助・救急機能の強化 市（町村） は 県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
・ 県計画との整合	3. 防災業務関係者の安全確保のための安定ヨウ素剤等の整備 （総務班） (1) 市は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための安定ヨウ素剤等をあらかじめ整備する。 (2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県と相互に密接な情報交換を行う。	第3 消火活動用資機材等の整備 （県知事政策局、市町村） 県は、平常時から氷見市及び その他の市町村 等と連携を図り、避難を勧告又は指示した区域における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に助言する。	
		第4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 1 防災業務関係者の安全確保のための資機材整備 （県知事政策局、市町村） 県は、国、氷見市及び その他の市町村 及び北陸電力と協力し、 応急対策を行う防災業務関係者の安全の確保のための資機材 をあらかじめ整備する。 3 防災関係機関間の情報交換 （原子力規制委員会、石川県、県知事政策局、県警察本部、各防災関係機関、北陸電力） 県は、 応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、石川県、県警察、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と相互に密接な情報交換を行う。	6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (1) 市（町村） は、 国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。 (2) 市（町村） は、 応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。
・ 県計画との整合	4. 物資の調達、供給活動 （救助物資班） (1) 市は、国、県及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が	第5 物資の調達、供給活動 1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備 （県知事政策局、厚生部、市町	7. 物資の調達、供給活動 (1) 市（町村） は、 国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力

	<p>発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>(2) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。</p>	<p>村、日本赤十字社富山県支部)</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>2 物資の緊急輸送活動体制の整備 (県知事政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部)</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。</p>	<p>災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>5. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保 (農政班)</p> <p>市は、国から飲食物の出荷制限、摂取制限等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。</p>	<p>第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保 (原子力規制委員会、内閣府、厚生労働省、農林水産省、県厚生部、農林水産部、市町村)</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、国から飲食物の出荷制限、摂取制限等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。</p>	
<p>・県計画との整合</p>	<p>6. 医療資機材等の整備 (医療救護班)</p> <p>市は、国、県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。</p>	<p>第13節 緊急時医療体制の整備</p> <p>1 医療資機材等の整備 (原子力規制委員会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県知事政策局、厚生部、関係医療機関)</p> <p>県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。</p> <p>なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うため、平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておく。</p> <p>※UPZにおける安定ヨウ素剤の服用方法については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</p>	
<p>・県計画には市町村の役割についての記述は無いが、被ばく医療への協力体制の整備</p>	<p>7. 緊急被ばく医療活動体制等の整備 (医療救護班)</p> <p>市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するための体制を整備する。</p> <p>8. 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等への参加 (医療救護班)</p>	<p>2 緊急被ばく医療体制の構築 (原子力規制委員会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県知事政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関)</p> <p>県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制の整備・維持を行う。</p>	<p>第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>3. 緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>市(町村)は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。</p>

<p>は大切</p>	<p>市内の医療関係者等は、国、県及び関係機関が実施する被ばく医療等の教育・研修・訓練等へ積極的に参加する。</p>	<p>被ばく医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図る。</p> <p>被ばく医療体制の構築に当たっては、医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、汚染検査、スクリーニング指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接自治体との連携等）を担うことが必要であり、平時から被ばく医療に対応できる公的病院その他医療機関が連携した体制と指揮系統を整備・確認するよう努めるものとする。</p> <p>また、内部被ばくの詳細な測定には、ホールボディカウンタ等を用いた計測を行うこととなるが、専門知識や機器管理等を必要とするため、測定可能な施設をあらかじめ特定し、当該施設との連携体制を整備しておくものとする。</p> <p>あわせて、これらの機器が、災害時に十分に機能するよう、運用・維持管理をする要員を育成するものとする。</p> <p>5 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等（原子力規制委員会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県知事政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、各医療機関）</p> <p>緊急被ばく医療の実践には、基本的な放射線医学に関する情報が必要であり、国、県及び関係機関は、相互に連携して、放射線被ばく、放射性物質による汚染、汚染スクリーニング（汚染検査）、除染等に関する基本的な知識や最新の情報について、医療関係者及び防災業務関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>特にスクリーニング作業に関しては、多数の住民をスクリーニングする必要が生じるため、氷見市及びその他の市町村の医療関係者等を対象とし、多数の者が研修を受講できるようにするなど人材の育成に努める。</p> <p>※緊急被ばく医療体制については、今後、国において救急・災害医療機関との連携を含めて名称や役割を整理し、緊急被ばく医療のあり方を示す予定であり、県はこれを踏まえて被ばく医療体制を検討・構築する</p>	
<p>・県計画との整合</p>	<p>第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備（市長政策室、総務部、民生部）</p> <p>1. 情報項目の整理（広報連絡班、情報調整班、総務班）</p> <p>市は、国及び県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応の状況や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。</p> <p>また、周辺住民等に対して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方に関する検討（関連する用語の普遍化、</p>	<p>第14 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第1 情報項目の整理（県知事政策局、市町村、北陸電力）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国、志賀原発立地県である石川県及び北陸電力と連携し、特定事象発生又は警戒事象発生後の経過に応じて、住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確にかつ具体的な内容を整理しておく。また、周辺住民等に対して、異常事態に関する情報など必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、平時から分かりやすい情報伝達の在り方に関する検討（関連する用語の普遍化、平易化を含む。）や情報の受け手の理解の促進、</p>	<p>第11 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 市（町村）は、国及び県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p>

<p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合</p>	<p>平易化を含む。)や情報の受け手の理解の促進、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。</p> <p>2. 施設等の整備 (情報調整班、総務班) 市は、地震や雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び市防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図る。</p> <p>3. 住民相談窓口の設置等 (行政センター、広報連絡班) 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。</p> <p>4. 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備 (要介護者班) 市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、妊産婦などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらに対する情報伝達体制の整備に努める。</p>	<p>情報伝達の際の役割等の明確化に努める。</p> <p>第2 施設等の整備 (県知事政策局、市町村) 県、氷見市及びその他の市町村は、地震や津波、雪害等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び防災行政無線、防災ラジオ、広報車両等の施設、装備の整備を図る。</p> <p>第3 住民相談窓口の設置等 (県知事政策局、市町村) 県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、また、各相談窓口間の関係も密にして、住民にわかりやすい総合的な相談体制をあらかじめ定めておく。</p> <p>第4 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備 (県知事政策局、観光・地域振興局、厚生部、市町村) 県、氷見市及びその他の市町村は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び市町村と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのもに対する情報伝達体制の整備に努める。</p>	<p>(2) 市(町村)は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、市町村防災行政無線等の無線設備(戸別受信機を含む)、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 市(町村)は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>(4) 市(町村)は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、妊産婦などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのもに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>5. 多様なメディアの活用体制の整備 (情報調整班) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。</p>	<p>第5 多様なメディアの活用体制の整備 (県知事政策局、市町村、各報道機関、電気通信事業者) 県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応できるよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>※安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討</p>	<p>(5) 市(町村)は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>第7 原子力防災に関する知識の普及と人材育成 (市長政策室、総務部、民生部、教育部)</p> <p>1. 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及と啓発 (総務班) 市は、国、県及び北陸電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活</p>	<p>第16 節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>第1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及 (県知事政策局、関係部局、市町村、各防災関係機関) 県は、国、志賀原発立地県である石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、氷見市及び</p>	<p>第13 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1) 市(町村)は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。</p> <p>① 放射性物質及び放射線の特性に関すること、</p>

<p>・県計画との整合</p>	<p>動を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばくの健康影響、汚染スクリーニングの目的を含む。） ② 原子力施設の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること（緊急時の通報連絡体制、緊急時モニタリング等の結果の解釈の方法、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や安定ヨウ素剤服用の留意点並びに防災活動の手順） ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること ⑦ 災害時要援護者への支援に関すること ⑧ 緊急時に取るべき行動 ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること。 <p>2. 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方（総務班）</p> <p>市は、次に掲げる方法によって、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育、各種団体を通じたの普及・啓発 (2) 市のホームページによる普及・啓発 (3) 市の広報等による普及・啓発 	<p>その他の市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行う。</p> <p>なお、県民への原子力防災知識の普及と啓発にあたっては、より住民の理解を深めるため、わかりやすい言葉の表記による資料の作成や、説明を心がける。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばくの健康影響、汚染スクリーニングの目的を含む。） 2 原子力施設の概要に関すること 3 原子力災害とその特性に関すること 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること（緊急時の通報連絡体制、緊急時モニタリング等の結果の解釈の方法、住民等の避難経路・場所及び医療機関の場所等、除染・汚染防止や安定ヨウ素剤服用の留意点並びに防災活動の手順） 6 コンクリート屋内退避所、避難所に関すること 7 災害時要援護者への支援に関すること 8 緊急時に取るべき行動 9 避難所での運営管理、行動等に関すること。 <p>第2 原子力防災に関する知識の普及と啓発の方法（県知事政策局、教育委員会、市町村、各防災関係機関）</p> <p>県は、次に掲げる方法によって、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ビジュアルに富んだ地域防災計画概要版・パンフレット、わかりやすい解説書やDVD等の映像記録媒体などによる普及・啓発 2 社会教育、各種団体を通じたの普及・啓発 3 県及び市町村のホームページによる普及・啓発 4 出前県庁を活用した普及・啓発活動 5 富山県自主防災アドバイザー及び県内の防災士を活用した普及・啓発活動 6 テレビ、ラジオ等による普及・啓発 7 新聞、雑誌による普及・啓発 8 富山県広域消防防災センター等を活用した普及・啓発 9 原子力防災訓練による防災意識の普及・啓発 	<ol style="list-style-type: none"> ② 原子力施設の概要に関すること、 ③ 原子力災害とその特性に関すること、 ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること、 ⑤ 緊急時に、市（町村）、国及び県等が講じる対策の内容に関すること、 ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること、 ⑦ 災害時要援護者への支援に関すること、 ⑧ 緊急時にとるべき行動、 ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること
<p>・県計画との整合</p>	<p>3. 学校等との連携による防災教育の実施（教育総務班）</p> <p>市は、学校、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、学校等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るなど、防災に関する教育の充実に努める。</p>	<p>第3 学校等との連携による防災教育の実施（県知事政策局、経営管理部、教育委員会、市町村）</p> <p>県は、学校、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、学校等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発を図るなど、防災に関する教育の充実に努める。</p>	<p>(2) 市（町村）は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p>

<p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合</p>	<p>4. 災害時要援護者等への配慮（災害救助班、保育園班、要介護者班）</p> <p>市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、災害時要援護者に十分配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。</p> <p>5. 居場所と連絡先の災対本部への連絡に係る住民に対する周知（広報連絡班）</p> <p>市は、災害対策本部が指定した避難所以外に避難した場合等には、居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。</p>	<p>第4 災害時要援護者等への配慮（県知事政策局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、災害時要援護者に十分配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。また、年齢や性別、障害等により、それぞれのニーズが異なることを十分理解したうえで様々な視点からの配慮に努める。</p> <p>また、学校等においては、教員に対する原子力防災に関する知識の普及・啓発の強化を図るなど、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>第5 居場所と連絡先の災対本部への連絡に係る住民に対する周知（県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村の災害対策本部が指定した避難所以外に避難した場合等には、各々の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力する。</p> <p>第6 過去の災害に関する資料等の収集・整理及び住民への公開（原子力規制委員会、県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、国、氷見市、その他の市町村と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>第7 災害から得られた知見や教訓の諸外国への情報発信（原子力規制委員会、県知事政策局、市町村）</p> <p>災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国、氷見市及びその他の市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。</p>	<p>(3) 市（町村）が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 市（町村）は、避難状況の確実な把握に向けて、市（町村）が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市（町村）の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。</p> <p>(5) 市（町村）は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>(6) 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市（町村）は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>6. 防災業務関係者の人材育成（総務班）</p> <p>市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努める。</p>	<p>第17節 防災業務関係者の人材育成（原子力規制委員会、石川県、県知事政策局、関係部局、県警察本部、市町村、各防災関係機関）</p> <p>県、氷見市及びその他市町村は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する等、人材育成に努めるとともに、原子力災害対策の特殊性・専門性を踏まえ、原子力の専門職員の採用に努める。</p> <p>また、国、石川県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。特に、石川県との間においては、合同研修や職員の相互参加を実施するなど、両県において必要な防災業務関係者間の連携の強化に努める。</p> <p>さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認するとともに、原子力</p>	<p>第14節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>市（町村）は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。</p> <p>① 原子力防災体制及び組織に関すること</p> <p>② 原子力施設の概要に関すること</p>

		<p>災害対策の特殊性を踏まえ、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療に関する研修の実施など、研修内容の充実・強化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力防災体制及び組織に関すること 2 原子力施設の概要に関すること 3 原子力災害とその特性に関すること 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること 9 放射線緊急被ばく医療（応急手当と除染・汚染防止を含む）に関すること 10 その他緊急時対応に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦ 緊急時に市（町村）、県及び国等が講じる対策の内容 ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること ⑩ その他緊急時対応に関すること
<p>・県計画との整合</p> <p>※防災訓練は基本的には震災編と同じ共通事項である。</p> <p>原子力防災の総合的な訓練に関しては、市が主体というよりは、県等が実施する訓練に参加、協力することが基本になると考えられる</p>	<p>第8 防災訓練等の実施（総務部）</p> <p>1. 訓練計画の策定（総務班）</p> <p>市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当市が含まれる場合には、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。</p> <p>2. 訓練の実施（総務班）</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>市は、計画に基づき、国、県、北陸電力等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施する。</p>	<p>第18節 防災訓練の策定</p> <p>第1 訓練計画の策定（原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、石川県、県知事政策局、関係部局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>1 訓練項目</p> <p>県及び氷見市は、志賀原発立地県である石川県、その他の市町村、自衛隊等と連携して、国、北陸電力等関係機関の支援のもと、次に掲げる防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部等の設置、運営訓練 (2) オフサイトセンターへの参集訓練 (3) 緊急時通信連絡訓練 (4) 緊急時モニタリング訓練 (5) 緊急時被ばく医療訓練 (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練 (7) 周辺住民避難訓練 (8) 人命救助活動訓練 (9) 災害図上訓練（DIG：Disaster Imagination Game） <p>第2 訓練の実施（原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、石川県、県知事政策局、関係部局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>1 要素別訓練等の実施</p> <p>県及び氷見市は、計画に基づき、志賀原発立地県である石川県及びその他の市町村と連携して、国、北陸電力等関係機関の支援のもと、防災活動</p>	<p>第15節 防災訓練等の実施</p> <p>1. 訓練計画の策定</p> <p>(1) 市（町村）は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部等の設置運営訓練、 ② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練、 ③ 緊急時通信連絡訓練、 ④ 緊急時モニタリング訓練、 ⑤ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練 ⑥ 緊急被ばく医療訓練、 ⑦ 周辺住民に対する情報伝達訓練、 ⑧ 周辺住民避難訓練、 ⑨ 消防活動訓練・人命救助活動訓練、等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。 <p>(2) 市（町村）は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該市（町村）が含まれる場合には、市町村は、住民避難及び住民に対する情報提供等市（町村）が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p> <p>2. 訓練の実施</p> <p>(1) 要素別訓練等の実施</p> <p>市（町村）は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。</p>

	<p>(2) 総合的な防災訓練の実施</p> <p>市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、北陸電力等と共同して総合的な防災訓練を実施する。</p>	<p>の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施する。</p> <p>2 総合的な防災訓練の実施</p> <p>県及び氷見市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、石川県、その他の市町村及び北陸電力等と共同して総合的な防災訓練を実施する。</p> <p>第3 実践的な訓練の実施と事後評価（原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、石川県、県知事政策局、関係部局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、北陸電力の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>県及び氷見市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目、達成レベルを具体的に設定</p>	<p>(2) 総合的な防災訓練の実施</p> <p>市（町村）は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。</p> <p>3. 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>市（町村）は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。</p> <p>市（町村）は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>市（町村）は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p>
--	---	--	--

南砺市地域防災計画（修正案）	富山県地域防災計画「原子力災害編」改訂版（中間報告）	「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル（市町村分）」改訂版
<p>第3節 原子力災害応急対策</p>	<p>第3章 原子力災害応急対策</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策</p>
<p>・体系図を追加</p> <p>【対策の体系】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 情報の収集・連絡、緊急体制及び通信の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 特定事象等発生情報等の連絡 2 応急対策活動情報の連絡 第2 活動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> 1 市の活動体制 2 防災業務関係者の安全確保 3 放射性物資又は放射線の影響の早期把握のための活動 第3 屋内退避、避難収容等の防護活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 屋内退避、避難等の防護対策の概念 2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 3 避難場所 4 避難手段 5 広域一時滞在の受け入れ 6 避難の際の住民に対するスクリーニング（除染）の実施 7 安定ヨウ素剤の予防服用 8 災害時要援護者等への配慮 9 学校等施設における避難措置 10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実行を上げるための措置 12 飲食物、生活必需品等の供給 第4 飲食物の出荷制限、摂取制限等 第5 緊急輸送、救助・救急医療活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送活動の範囲と順位 2 緊急輸送体制の確立 3 救助・救急医療活動 第6 住民等への的確な情報伝達活動 <ul style="list-style-type: none"> 1 住民等への情報伝達活動 2 住民等からの問い合わせに対する対応 第7 自発的支援の受け入れ等 <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの受け入れ等 2 国民等からの義援物資、義援金の受け入れ 	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第1 特定事象発生情報等の連絡</p> <p>1 北陸電力からの通報（原子力規制委員会県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(1) 北陸電力から警戒事象（緊急事態区分の「警戒事態」相当）発生時の通報があった場合</p> <p>③ 県の連絡</p> <p>県は、国及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項について、県警察、</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急体制及び通信の確保</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 原子力事業者からの警戒事象発生時の通報があった場合</p> <p>③ 市（町村）は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>③ 市（町村）は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p> <p>第1 情報の収集・連絡、緊急体制及び通信の確保（市長政策室、総務部）</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡（広報連絡班、総務班）</p> <p>原子力施設において警戒事象（緊急事態区分の「警戒事態」相当）や特定事象（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」相当）が発生した場合、市は県より連絡を受けるとともに、受けた事項について関係機関に連絡する。</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第1 特定事象発生情報等の連絡</p> <p>1 北陸電力からの通報（原子力規制委員会県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(1) 北陸電力から警戒事象（緊急事態区分の「警戒事態」相当）発生時の通報があった場合</p> <p>③ 県の連絡</p> <p>県は、国及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項について、県警察、</p>	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急体制及び通信の確保</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 原子力事業者からの警戒事象発生時の通報があった場合</p> <p>③ 市（町村）は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>③ 市（町村）は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p>

<p>・県計画との整合</p>	<p>2. 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報の連絡（総務班） 市及び県は、特定事象発生後において各々が行う応急対策活動及び被害状況等について相互の連絡を密にする。</p>	<p>氷見市、その他の全市町村及び報道機関をはじめ関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>(2) 北陸電力から特定事象（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」相当）発生が通報があった場合</p> <p>③県の連絡 県は、国及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項について、氷見市、その他の全市町村及び報道機関をはじめ関係する指定地方公共機関に連絡する。</p> <p>第2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(3) 県と関係機関等との連絡 県は、志賀原発立地県である石川県、県警察、氷見市、その他の全市町村及び指定地方公共機関等との間において、原子力規制委員会及び北陸電力から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。</p> <p>2 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急活動情報、被害情報等の連絡）（内閣府、原子力規制委員会、県知事政策局、関係部局、氷見市、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>(3) オフサイトセンターにおける情報提供 県及び氷見市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国の原子力災害対策本部に連絡する。</p> <p>第3 一般回線が使用できない場合の対処（原子力規制委員会、県知事政策局、経営管理部、市町村、電気通信事業者） 原子力規制委員会は、県及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。県は、伝達された内容を氷見市及びその他の市町村に連絡する。地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。</p>	<p>2. 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>②市（町村）は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>③市（町村）は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>④市（町村）及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>⑤市（町村）は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>②市（町村）は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市（町村）が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>第2 活動体制の確立（市長政策室、総務部） 1. 市の活動体制（総務班） (1) 災害対策本部等の設置基準及び動員体制 市職員は、発電所の情報に注意し、緊急時には次表の設置基準</p>	<p>第3節 活動体制の確立 第1 県の活動体制 1 初動体制の確立（県知事政策局） (1) 災害対策本部等の設置基準及び動員体制 県職員は、発電所の情報に注意し、緊急時には次表の設置基準による体</p>	<p>第3節 活動体制の確立 1. 市（町村）の活動体制</p>

による体制をとる。
〔設置基準及び動員体制〕

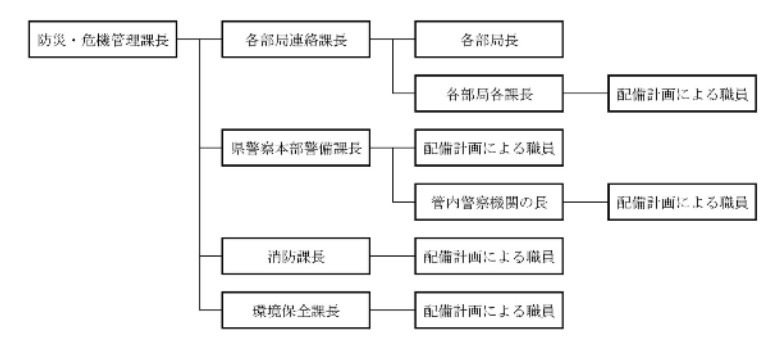
配備（体制）区分	設置基準	動員対象職員
第1 非常配備 （警戒体制）	<ul style="list-style-type: none"> 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき 石川県において、大津波警報が発令されたとき 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき（緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合） 県が警戒体制をとったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 } 職員の半数程度 行政センター } 各課若干名 市民協働課 エコビレッジ推進課 健康課 医療課 <p>※その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに災害警戒本部体制に移行しうる体制</p>
第2 非常配備 （災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> 特定事象発生（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当）の通報を受けたとき 市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 } 課員全員 行政センター } あらかじめ指定された災害対策要員 市民協働課 政策推進課 エコビレッジ推進課 財政課 税務課 住民生活課 こども課 健康課 農政課 土木課 医療課 教育総務課 <p>※各部所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行しうる体制</p>
第3 非常配備 （災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 市長が必要と認めたとき 	<p>※職員全体をもって、応急対策を実施する体制</p> <p>※なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、市防災行政無線を設置している最寄りの市の機関へ行く</p>

制をとる。

体制	設置基準	動員対象職員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 石川県において、震度6弱以上の地震が発生したとき 石川県において、大津波警報が発令されたとき 原子力規制委員会原子力事故警戒本部が設置されたとき（緊急事態区分の「警戒事態」に相当する事象が発生した場合） 発電所に事故が発生し、警戒体制をとる必要があると危機管理監が認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 防災・危機管理課 } 課員の半数程度 消防課 医務課 健康課 くすり政策課 } 各課若干名 環境保全課 環境科学センター 広報課 県警察本部警備課 ・その他関係課は、所要人員をもって、主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに災害警戒本部体制に移行しうる体制
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> 特定事象の通報を受けたとき（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当する事象が発生した場合） 県のモニタリングポスト等で特定事象に該当する放射線量を観測したとき その他知事が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 防災・危機管理課 } 課員全員 消防課 医務課、健康課 } あらかじめ指定された災害対策要員 環境保全課 環境科学センター 広報課、管財課、生活衛生課、くすり政策課、農産食品課、農業技術課 森林政策課、水産漁港課、道路課、県立学校課 小中学校課 各部局連絡課 ・各部の所要人員をもって、災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部体制に移行しうる体制
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員が登庁し、職員全体をもって、応急対策を実施する体制 ・なお、勤務場所に登庁することが困難な場合は、県防災行政無線を設置している最寄りの県の機関

(2) 県職員の動員方法

- ア 県職員の動員は、次の動員伝達系統図による。
- イ あらかじめ指定された災害対策要員は、第3節1(1)「災害対策本部等の設置基準及び動員体制」により自主登庁する。防災・危機管理課長は、必要に応じ、「富山県総合防災情報システム」により関係職員に一斉に連絡する。
- ウ 災害対策本部各部は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。



・県計画との整合

(2) 第1非常配備（警戒体制）

市は、特定事象又は警戒事象発生（通報を受けた場合、県と連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、第2非常配備に移行できる警戒態勢をとるとともに、市の防災関係機関にその旨を連絡する。

〔所掌事務〕

課名	所掌事務
市民協働課	1 広報活動に関する事 2 災害情報の収集に関する事
エコビレッジ推進課	1 緊急時モニタリングの協力に関する事
総務課	1 県、防災関係機関との連絡に関する事 2 事故状況の把握に関する事 3 警戒体制（緊急被ばく、緊急時モニタリングへの協力等）の総合調整に関する事
行政センター	1 市民への情報提供に関する事
健康課	1 健康被害の予防に関する事
医療課	1 緊急被ばく医療の協力に関する事 2 安定ヨウ素剤に関する事

・県計画との整合

(3) 第2非常配備（災害対策本部の設置等）

ア 災害対策本部の設置

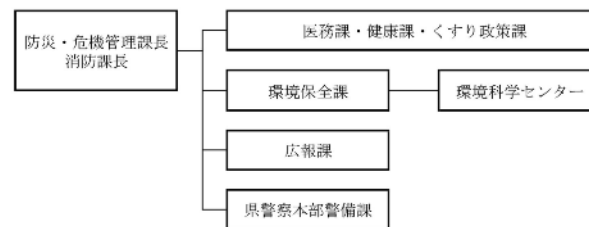
市は、特定事象発生（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当）の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県と密接な連携を図りつつ、必要に応じ、災害対策本部体制をとる。

2 災害対策本部等の設置（県知事政策局、各部局、県警察本部）

(1) 警戒事象対策のための体制（警戒体制）

県は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性のある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生（緊急事態区分の「警戒事態」に該当する事象が発生）したとの通報を受けた場合、国（原子力規制委員会、原子力防災専門官、原子力保安検査官等）、志賀原発立地県である石川県、氷見市、その他の市町村、防災関係機関及び北陸電力との連絡を密にし、事故状況等の把握に努める。また、必要に応じ、災害警戒本部体制に移行できる警戒体制をとるとともに、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関にその旨を連絡する。

ア 警戒体制組織図



イ 所掌事務

課名	所掌事務
防災・危機管理課 消防課	・原子力規制委員会、消防庁、原子力防災専門官、原子力保安検査官、氷見市、関係市町村、防災関係機関及び北陸電力との通報・連絡に関する事 ・事故状況の把握に関する事 ・警戒体制（緊急被ばく医療体制、緊急時モニタリング体制等）の総合調整に関する事
医務課	・緊急被ばく医療体制の準備に関する事
健康課	・健康被害の予防に関する事
くすり政策課	・安定ヨウ素剤に関する事
環境保全課	・環境放射線モニタリングの強化に関する事
環境科学センター	・緊急時モニタリングの準備に関する事
広報課	・広報活動に関する事
県警察本部警備課	・災害情報の収集に関する事

(2) 災害警戒本部の設置等

ア 災害警戒本部の設置

県は、特定事象発生（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当）の通報を受けた場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、志賀原発立地県である石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力等関係機関と密接な連携を図りつつ、必要に応じ、災害警戒本部体制をとる。

(1) 事故対策のための警戒態勢

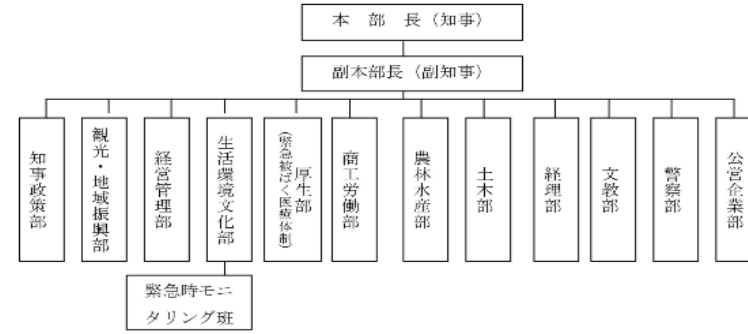
① 警戒態勢

市（町村）は、特定事象又は警戒事象発生（通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

〔所掌事務〕

部名 (部長)	班名 (班長)	所掌事務
市長政策室 (市長政策室長)	行政センター (行政センター長)	1 市民への情報提供に関する事
	広報連絡班 (市民協働課長)	1 市災害警戒本部の広報に関する事 2 報道機関を通じた市民への情報提供に関する事
	情報調整班 (政策推進課長)	1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事
	環境対策班 (エコビレッジ推進課長)	1 緊急時モニタリングへの協力に関する事
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	1 市災害警戒本部の設置、運営、及び廃止に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 環境対策班との連絡調整に関する事 6 部内の連絡調整に関する事 7 職員の動員の準備に関する事
	財政管財班 (財政課長)	1 市有自動車(乗用)の配備に関する事
	避難所班 (税務課)	1 避難の準備に関する事
民生部 (民生部長)	住民生活班 (住民生活課長)	1 緊急時モニタリングへの協力に関する事 2 部内連絡調整に関する事
	災害救助班 (福祉課長)	1 社会福祉施設の状況把握に関する事
	保育園班 (こども課長・子育て支援室長)	1 保育園、児童館の状況把握に関する事
	保健班 (健康課長)	1 スクリーニング体制の準備に関する事 2 安定ヨウ素剤に関する事

(ア) 災害警戒本部組織図



(イ) 所掌事務

部名 (部長)	班名 (班長)	所掌事務
知事政策部	総務班 (防災・危機管理課長)	1 県災害警戒本部の設置、運営、及び廃止に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事(北陸電力の防災管理者との連絡調整を含む) 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 市町村に対する指示及び連絡調整に関する事 5 緊急時モニタリング班との連絡調整に関する事
	知事政策班 (知事政策局課長)	1 部内の連絡調整に関する事
	広報班 (広報課長)	1 県災害警戒本部の広報に関する事 2 報道機関を通じた県民への情報提供に関する事
観光・地域振興部	観光・地域振興班 (地域振興課長)	1 部内の連絡調整に関する事
経営管理部 (経営管理部長)	動員班 (人事課長)	1 部内の連絡調整に関する事 2 職員の動員の準備に関する事
	管財班	1 県有自動車(乗用)の配備に関する事

生活環境文化部 (生活環境文化部長)	(管財課長)	
	県民生活班 (県民生活課長)	1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事
厚生部 (厚生部長)	緊急時モニタリング班 (生活環境文化部長)	1 緊急時モニタリング班の設置に関する事 2 緊急時モニタリングの実施に関する事
	災害救助班 (厚生企画課長)	1 部内の連絡調整に関する事
商工労働部 (商工労働部長)	医務班 (医務課長)	1 緊急被災者医療体制に関する事 2 医療関係機関等との連絡調整に関する事
	健康班 (健康課長)	1 スクリーニング体制の準備に関する事 2 安定ヨウ素剤に関する事
	生活衛生班 (生活衛生課長)	1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関する事
	くすり政策班 (くすり政策班)	1 安定ヨウ素剤に関する事
農林水産部 (農林水産部長)	商工企画班 (商工企画課長)	1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事
	農林水産企画班 (農林水産企画課長)	1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関する事
	農産食品班 (農産食品課長)	1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関する事
	農業技術班 (農業技術課長)	1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関する事
	森林政策班 (森林政策課長)	1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関する事
水産漁港課	水産漁港班 (水産漁港課長)	1 緊急時モニタリングへの協力の準備に関する事 2 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事

産業経済部 (産業経済部長)	農政班 (農政課長・農業委員会事務局長)	1 部内の災害対策の総括及び連絡調整に関すること 2 緊急時モニタリングへの協力に関すること
建設部 (建設部長)	土木班 (土木課長)	1 道路状況の把握に関すること 2 部内の災害対策の総括に関すること
地域包括医療・ケア部 (地域包括医療・ケア局長)	医療救護班 (医療課長)	1 緊急被ばく医療への協力に関すること 2 医療機関等との連絡調整に関すること 3 安定ヨウ素剤に関すること
	要介護者班 (地域包括課長)	1 要介護者の状況把握に関すること
教育部 (教育委員会理事)	教育総務班 (教育総務課長)	1 小中学校等の状況把握に関すること 2 部内の連絡調整に関すること

イ 情報の収集

市は、特定事象発生の通報を受けた場合、県等から情報を得るなど事故の状況の把握に努める。

(4) 第3非常配備(災害対策本部の設置等)

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

災害対策本部の廃止は、災害対策本部長が、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたときとする。

土木部 (土木部長)	管理班 (管理課長)	1 部内の連絡調整に関すること
	建設技術企画班 (建設技術企画課長)	1 部内の災害対策の総括に関すること
	道路班 (道路課長)	1 道路状況の把握に関すること
経理部 (出納局長)	出納班 (出納課長)	1 部内の連絡調整に関すること

文教部 (教育長)	教育企画班 (教育企画課長)	1 部内の連絡調整に関すること
	県立学校班 (県立学校課長)	1 県立学校等の状況把握に関すること
	小中学校班 (小中学校課長)	1 小中学校等の状況把握に関すること
警察部 (県警察本部長)	警察本部長の定めるところによる	1 部内の連絡調整に関すること
公営企業部 (企業局長)	経営管理班 (経営管理課長)	1 部内の連絡調整に関すること

イ 情報の収集

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、北陸電力等から情報を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

ウ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じて、オフサイトセンター設営準備の協力をを行う。

エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

オ 国等との情報の共有等

県は、派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

(3) 災害対策本部の設置等

ア 災害対策本部の設置

県は、発電所に関して、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、県庁に知事を本部長とする災害対策本部を設置する。

(ア) 組織図

② 情報の収集

市(町村)は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ 対策拠点施設の設営準備への協力

市(町村)は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の立ち上げ準備への協力をを行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催し、これに市(町村)の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

市(町村)は、派遣された職員に対し、市(町村)が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒態勢の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

※警戒態勢の解除基準・・・略

(2) 災害対策本部の設置等

①市(町村)は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市(町村)長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市(町村)長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部等を対策拠点施設に設置するものとする。

② 災害対策本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

〔所掌事務〕		
部名 (部長)	班名 (班長)	所掌事務
市長政策室 (市長政策室長)	現地災害対策本部 (行政センター長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 被災者の相談に関する事
	広報連絡班 (市民協働課長)	1 市災害対策本部の広報に関する事 2 報道機関を通じた市民への情報提供に関する事 3 被災者の総合相談に関する事
	情報調整班 (政策推進課長)	1 災害時における通信の確保に関する事 2 その他室内他班に属しない事
	環境対策班 (エコビレッジ推進課長)	1 災害時の廃棄物の処理対策に関する事 2 放射性物質の付着した廃棄物(廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。)の処分に関する事 3 緊急時モニタリングへの協力に関する事
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	1 市災害対策本部の設置、運営、及び廃止に関する事 2 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事 3 気象情報の収集、伝達に関する事 4 県との連絡調整に関する事 5 環境対策班との連絡調整に関する事 6 行政センターに対する指示及び連絡調整に関する事 7 職員の動員に関する事 8 職員の健康管理に関する事(被ばく管理) 9 災害従事職員の公務災害に関する事 10 部内の連絡調整に関する事
	財政管財班 (財政課長)	1 緊急輸送に関する事 2 人員、物資の輸送対策に関する事 3 市有自動車(乗用)の配備に関する事
	避難所班 (税務課)	1 避難所の開設、運営に関する事 2 避難誘導に関する事
	民生部 (民生部長)	住民生活班 (住民生活課長)
災害救助班 (福祉課長)		1 災害救助活動の総括に関する事 2 災害時要援護者に係るとりまとめに関する事 3 被災者に対する生活保護及び法定外援助に関する事(見舞金品の取扱

(※省略)

(イ) 所掌事務

災害対策本部の班名、班長担当職及び所掌事務

部名 (部長)	班名 (班長)	所掌事務
知事政策部 (知事政策局長)	総務班 (防災・危機管理課長)	1 県災害警戒本部、県災害対策本部、県現地災害対策本部の設置、運営、及び廃止に関する事 2 県現地災害対策本部に対する指示及び連絡に関する事 3 合同対策協議会に関する事 4 発電所及び原子力災害の状況把握に関する事(北陸電力の防災管理者との連絡調整を含む) 5 気象情報の収集、伝達に関する事 6 国に対する報告及び専門家等の派遣要請並びに連絡調整に関する事 7 市町村に対する指示及び連絡調整に関する事 8 自衛隊の災害派遣要請及び協力要請の協力要請に関する事 9 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 10 緊急時モニタリング班との連絡調整に関する事
	知事政策班 (知事政策局課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事
	広報班 (広報課長)	1 県災害対策本部の広報に関する事 2 報道機関を通じた県民への情報提供に関する事 3 被災者の総合相談に関する事
観光・地域振興部 (観光・地域振興局長)	航空政策班 地域交通班 (安全企画課長)	1 緊急輸送に関する事 2 人員、物資の輸送対策に関する事
	地域振興班 (地域振興課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事
経営管理部 (経営管理部長)	観光班 (観光課長)	1 観光客の原子力災害応急対策に関する事
	国際・日本海政策班 (国際・日本海政策課長)	1 外国人の原子力災害応急対策に関する事
生活環境文化部 (生活環境文化部長)	職員班 (人事課長)	1 部内の連絡調整に関する事 2 職員の動員に関する事 3 職員の健康管理に関する事(被ばく管理) 4 災害従事職員の公務災害に関する事
	管財班 (管財課長)	1 県有自動車(乗用)の配備に関する事 2 災害時における通信の確保に関する事
厚生部 (厚生部長)	生活環境文化班 (県民生活課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 生活環境対策の総括に関する事
	ボランティア班 (男女参画・ボランティア課長)	1 災害時におけるボランティア活動に関する事
	環境政策班 (環境政策課長)	1 災害時の廃棄物の処理対策に関する事 2 放射性物質の付着した廃棄物(廃棄物処理法の対象となる廃棄物に限る。)の処分に関する事
児童青年家庭課 (児童青年家庭課長)	緊急時モニタリング班 (危機管理文化課長)	1 緊急時モニタリング班の設置に関する事 2 緊急時モニタリングの実施に関する事
	災害救助班 (厚生企画課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 2 災害救助活動の総括に関する事 3 災害時要援護者に係るとりまとめに関する事 4 被災者に対する生活保護及び法定外援助に関する事(見舞金品の取扱いを含む)
	高齢福祉班 (高齢福祉課長)	1 被災高齢者の援護に関する事 2 老人福祉施設等の原子力災害対策に関する事
児童青年家庭課 (児童青年家庭課長)	児童青年家庭班 (児童青年家庭課長)	1 被災児童の援護に関する事 2 児童福祉施設の原子力災害対策に関する事

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(3) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は別表のとおりとする。

		いを含む) 4 被災高齢者の援護に関する事 5 老人福祉施設等の原子力災害対策に関する事 6 被災障害者の援護に関する事 7 障害福祉施設の原子力災害対策に関する事 8 災害時におけるボランティア活動に関する事			
	保育園班 (こども課長・子育て支援室長)	1 保育園児の避難に関する事 2 被災保育園児の援護に関する事 3 被災児童の援護に関する事 4 児童福祉施設の原子力災害対策に関する事			
	保健班 (健康課長)	1 被災者の健康管理に関する事 2 スクリーニング体制に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事 4 被ばくに係る長期の健康調査に関する事 5 被災障害者の援護に関する事			
産業経済部 (産業経済部長)	農政班 (農政課長)	1 農林水産関係の災害対策の総括に関する事 2 飲食物の摂取制限の指示に関する事 3 農作物の出荷制限等に関する事 4 農作物の風評被害対策に関する事 5 緊急時モニタリングへの協力に関する事 6 災害時の応急食料(農産物)の調達についての協力に関する事 7 農地の放射性物質における汚染対策(除染)に関する事 8 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関する事 9 家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関する事 10 家畜の避難・処分等に関する事 11 その他部内他班に属しないこと			
	林政班 (林政課長)	1 林産物の出荷制限に関する事 2 林産物の風評被害対策に関する事 3 森林の放射性物質による汚染対策(除染)に関する事 4 林産物の放射性物質による汚染対策(除染)に関する事			
	商工班 (商工課長)	1 商工業関係資材等の緊急輸送手配の総括に関する事 2 電力需給の状況把握に関する事 3 商工業製品等の風評被害対策に関する事			
	観光施設班	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連			
			障害福祉班 (障害福祉課長)	1 被災障害者の援護に関する事 2 障害福祉施設の原子力災害対策に関する事	
			医務班 (医務課長)	1 緊急被ばく医療体制に関する事 2 医療機関等との連絡調整に関する事 3 緊急被ばく医療派遣チームとの連絡調整に関する事	
			健康班 (健康課長)	1 被災者の健康管理に関する事 2 スクリーニング体制に関する事 3 安定ヨウ素剤に関する事 4 被ばくに係る長期の健康調査に関する事 5 被災障害者の援護に関する事 6 障害福祉施設の原子力災害対策に関する事	
			生活衛生班 (生活衛生課長)	1 飲食物の摂取制限の指示に関する事 2 愛護動物の救護に関する事 3 緊急時モニタリングへの協力に関する事	
			くすり政策班 (くすり政策班長)	1 安定ヨウ素剤に関する事	
			商工労働部 (商工労働部長)	商工企画班 (商工企画課長)	1 商工業関係資材等の緊急輸送手配の総括に関する事 2 電力需給の状況把握に関する事
				経営支援班 (経営支援課長)	1 商工業製品等の風評被害対策に関する事
			農林水産部 (農林水産部長)	農林水産企画班 (農林水産企画課長)	1 農林水産関係の災害対策の総括に関する事 2 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事
				農産食品班 (農産食品課長)	1 農作物の出荷制限等に関する事 2 農作物の風評被害対策に関する事 3 緊急時モニタリングへの協力に関する事 4 災害時の応急食料(農産物)の調達についての協力に関する事
				農業技術班 (農業技術課長)	1 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限等に関する事 2 家畜、畜産物及び飼料の風評被害対策に関する事 3 家畜の避難・処分等に関する事 4 緊急時モニタリングへの協力に関する事
				農村整備班 (農村整備課長)	1 農地の放射性物質における汚染対策(除染)に関する事
				森林政策班 (森林政策課長)	1 林産物の出荷制限に関する事 2 林産物の風評被害対策に関する事 3 森林の放射性物質による汚染対策(除染)に関する事
					4 林産物の放射性物質による汚染対策(除染)に関する事 5 緊急時モニタリングへの協力に関する事
				水産漁港班 (水産漁港課長)	1 水産物の出荷制限等に関する事 2 水産物の風評被害対策に関する事 3 緊急時モニタリングへの協力に関する事 4 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事
			土木部 (土木部長)	管理班 (管理課長)	1 部内の連絡調整に関する事
				建設技術企画班 (建設技術企画課長)	1 部内の災害対策の総括に関する事
				道路班 (道路課長)	1 道路交通(緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路等)の確保に関する事
				港湾班 (港湾課長)	1 緊急物資の輸送に係る港湾の使用に関する事
				建築住宅課 (建築住宅課長)	1 応急仮設住宅対策に関する事
			経理部 (出納局長)	出納班 (出納課長)	1 義援金の出納及び保管に関する事
				総務会計班 (総務会計課長)	1 災害対策用物資の購入等の契約に関する事 2 義援物品の出納及び保管に関する事
			文教部 (教育長)	教育企画班 (教育企画課長)	1 部内職員の動員(教職員を除く)に関する事 2 教育関係施設等の災害対策に関する事 3 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事
				県立学校班 (県立学校課長)	1 県立学校等における児童及び生徒の避難に関する事 2 県立学校等に避難所を開設することについての協力に関する事
				小中学校班 (小中学校課長)	1 小中学校等における児童及び生徒等の避難に関する事 2 小中学校等に避難所を開設することについての協力に関する事
				体育・保健班 (スポーツ・保健課長)	1 児童及び生徒の避難に関する事 2 原子力防災についての教育に関する事 3 学校給食のモニタリングに関する事
			警察部 (警察本部長)	警察本部長の定めるところによる	1 立入制限措置等の実施、避難等の誘導及び警戒配備に関する事 2 交通秩序の維持に関する事
			公営企業部 (企業局長)	経営管理班 (経営管理課長)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事

	(交流観光まちづくり課長)	<ul style="list-style-type: none"> 絡調整に関する事 2 観光客の原子力災害応急対策に関する事 3 外国人の原子力災害応急対策に関する事 		
建設部 (建設部長)	土木班 (土木課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の災害対策の総括に関する事 2 道路交通(緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路等)の確保に関する事 3 その他部内他班に属しない事 		
	住宅対策班 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅対策に関する事 		
	上下水道班 (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 給水制限等に関する事 2 給水に関する事 3 水質の汚染対策に関する事 		
経理部 (会計管理者)	救助物資班 (会計課長・検査室長・監査委員事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 義援金の出納及び保管に関する事 2 災害対策用物資の購入等の契約に関する事 3 義援物品の出納及び保管に関する事 		
地域包括医療・ケア部 (地域包括医療・ケア局長)	医療救護班 (医療課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急被ばく医療への協力に関する事 2 医療機関等との連絡調整に関する事 3 緊急被ばく医療派遣チームとの連絡調整に関する事 4 安定ヨウ素剤に関する事 		
	要介護者班 (地域包括課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 要介護者の災害対策に関する事 		
教育部 (教育委員会理事)	教育総務班 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内職員の動員に関する事 2 教育関係施設の災害対策に関する事 3 部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関する事 		
		<ul style="list-style-type: none"> 1 小中学校等における児童及び生徒等の避難に関する事 2 小中学校等に避難所を開設することについての協力に関する事 3 児童及び生徒の避難に関する事 4 原子力防災についての教育に関する事 5 学校給食のモニタリングに関する事 		
	生涯学習スポーツ班 (生涯学習スポーツ課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設及び社会体育施設の災害対策に関する事 		
	文化世界遺産班 (文化世界遺産課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 文化財及び文化施設の災害対策に関する事 		
議事部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 市議会議員との連絡に関する事 2 見舞い及び視察者等の対応に関する事 3 議会の災害対応に関する事 		
消防部 (消防長)	消防総務班 (消防本部総務)	<ul style="list-style-type: none"> 1 住民の避難及び誘導に関する事 		

	課長)		イ 現地災害対策本部の設置 県は、原則として、あらかじめ定められた職員を長とする現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置する。 (ア) 組織図 (※省略) (イ) 業務分掌 (※省略) 3 災害対策本部体制等の解除基準 (県知事政策局) 警戒体制、災害警戒本部及び災害対策本部の解除基準は、概ね次のとおりとする。	2. 原子力災害合同対策協議会への出席等 原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市(町村)は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。 また、市(町村)は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。 6. 原子力被災者生活支援チームとの連携 原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣
	消防団班 (消防団本部)	1 地域住民の避難誘導に関すること 2 被災地の警備に関すること		
・ 県計画との整合	(5) 原子力被災者生活支援チームとの連携 市は、初動段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚	第2 原子力災害合同対策協議会への出席席等 (原子力規制委員会、石川県、県知事政策局、関係部局、県警察本部、氷見市、各防災関係機関) 原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県及び氷見市は、あらかじめ定められた職員をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。 また、県及び氷見市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、防災対策に従事させるとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。	第7 原子力災害被災者生活支援チームとの連携 (内閣府、原子力規制委員会、関係省庁、県知事政策局、生活環境文化部、厚生部、市町村) 国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したこと	

	<p>染廃棄物の処理や除染等を推進する。</p>	<p>を一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、初動段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行う。</p>	<p>を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>市（町村）は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>
<p>・ 県計画との整合</p> <p>・ 避難誘導や支援協力活動（スクリーニング、モニタリング等）の際に被ばく管理が必要</p> <p>・ 県計画との整合</p> <p>・ 県計画との整合</p>	<p>2. 防災業務関係者の安全確保（総務班）</p> <p>市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。</p> <p>(1) 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>① 防災業務関係者の放射線防護については、労働安全衛生法を遵守し、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。</p> <p>② 市は県と連携又は独自に職員の被ばく防護策を講じ、防災業務の特殊性を考慮した管理を行う。</p> <p>③ 市の放射線防護を担う班は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。</p> <p>④ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国及び県等と</p>	<p>第8 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。</p> <p>1 防災業務関係者の安全確保方針（県知事政策局）</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。</p> <p>2 防護対策（県知事政策局、厚生部、市町村、各防災関係機関）</p> <p>(1) 防護資機材の装備</p> <p>県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。</p> <p>また、氷見市及びその他の市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。</p> <p>3 防災業務関係者の放射線防護（内閣府、原子力規制委員会、独立行政法人放射線医学総合研究所、広島大学、県知事政策局、関係部局、市町村）</p> <p>(1) 防災業務関係者の防護指標</p> <p>防災業務関係者の放射線防護については、労働安全衛生法を遵守し、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。</p> <p>(2) 県職員の被ばく防護と健康管理</p> <p>県は県職員の被ばく防護策を講じ、防災業務の特殊性を考慮した管理を行う。</p>	<p>7. 防災業務関係者の安全確保</p> <p>市（町村）は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1) 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>市（町村）は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>① 現地災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>② 市（町村）は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。</p> <p>② 市（町村）は県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。</p> <p>③ 市（町村）の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。</p>

	<p>相互に密接な情報交換を行う。</p>	<p>(3) 被ばく管理と除染 県の放射線防護を担う班は、被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行う。</p> <p>(4) 専門医療機関等の協力要請 県の本部の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリング班は、国の緊急時医療本部及び緊急被ばく医療現地派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行う。</p> <p>(5) 情報交換 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、国、志賀原発立地県である石川県、氷見市、その他の市町村及び北陸電力等と相互に密接な情報交換を行う。</p>	<p>④ 市(町村)は、応急対策活動を行う市(町村)の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</p> <p>⑤ 市(町村)は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>3. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動(環境対策班、総務班)</p> <p>市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなど協力を行う。</p> <p>また、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。</p>	<p>第4節 緊急時モニタリング</p> <p>第5 モニタリング結果の共有及び公表(原子力規制委員会、石川県、県知事政策局、生活環境文化部、関係部局、市町村)</p> <p>県は、国及び石川県と連携し、モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有する。</p> <p>また、県及び石川県双方のホームページ上に、両県のモニタリング情報を全て表示するなど、連携した情報提供を行うものとする。</p> <p>県は、緊急時モニタリングの結果及びその評価について、氷見市又はその他の市町村に連絡する。</p> <p>第8 緊急時モニタリング要員及び資機材の確保(原子力規制委員会、指定公共機関、県知事政策局、生活環境文化部、関係部局、市町村)</p> <p>県は、事故の状況によりモニタリング要員や資機材の確保が困難な場合は、国、市町村、関係機関等に対して、モニタリング要員の派遣や資機材の提供等を要請し、市町村、関係機関においては、モニタリング要員の派遣等の協力を行うものとする。</p> <p>※緊急時モニタリングの実施手法等の詳細については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</p>	<p>4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>市(町村)は、あらかじめ定めた緊急時モニタリング計画等に基づき、警戒事態における緊急時モニタリングの準備や施設敷地緊急事態における人員の協力等を通じ、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに参画し、可搬型モニタリングポストの設置等を行うものとする。</p> <p>また、緊急時モニタリングセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報等の迅速な把握に努めるものとする。</p>
<p>・県計画より抜粋して紹介 (※全文掲載してもよい)</p>	<p>第3 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1. 屋内退避、避難等の防護対策の概念</p> <p>(1) 屋内退避</p> <p>屋内退避は、プルーム通過時の内部被ばくや外部被ばくを低減する場合や、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばく</p>	<p>第5節 避難等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</p> <p>1 屋内退避</p> <p>屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの</p>	<p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p>

のリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設等においては、入院患者や入居者等が避難することにより、健康状態を悪化させるリスクがあるなど、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

なお、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うこととなる。

(2) 避難及び一時移転

避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。

一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

① P A Zにおける措置

P A Zにおいては、発電所において、全面緊急事態に至った時点で、原則として、すべての住民の即時避難が実施される。

② U P Zにおける措置

U P Zにおいては、発電所の状況に応じて、段階的な避難を行うことも必要であり、緊急時モニタリングを実施し、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し、避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを実施し、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し、一時移転を実施する。

③ U P Z外における措置

U P Z外においては、放射性物質の放出後、O I L 1、O I L 2を超える地域が特定された場合には、避難や一時移転を実施する。

避難・一時移転の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間	5 0 0 μSv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)

低減を図る防護措置である。屋内退避は、ブルーム通過時の内部被ばくや外部被ばくを低減する場合や、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設等においては、入院患者や入居者等が避難することにより、健康状態を悪化させるリスクがあるなど、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

(1) P A Zにおける措置 (第1章 第6節 第1 1「予防的防護措置を準備する区域」参照、本県該当なし)

P A Zにおいては、発電所において、全面緊急事態に至った時点で、原則として即時避難が実施される。ただし、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合は屋内退避が実施される。

(2) U P Zにおける措置 (第1章 第6節 第1 1「緊急時防護措置を準備する区域」参照)

U P Zにおいては、国等から避難の指示等が出されるまでの間、放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する必要があることから、原則として、屋内退避を実施する。その後、発電所の状況、緊急時モニタリングの結果に応じて、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施する。

(3) U P Z外における措置

U P Z外においては、発電所の状況悪化等、事態の進展等に応じて屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

(4) 屋内退避における留意点

屋内退避の実施に当たっては、ブルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うこと等から、避難への切替えを行うこととなる。特に、住民等が避難すべき区域において、やむを得ず屋内退避をしている場合には、医療品等も含めた支援物資の提供や取り残された人々の放射線防護について留意するとともに、必要な情報を絶えず提供する。

2 避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合

	内に避難や屋内退避等をさせるための基準		
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため

実施するものである。避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行う。

(1) P A Zにおける措置

P A Zにおいては、発電所において、全面緊急事態に至った時点で、原則として、すべての住民の即時避難が実施される。

(2) U P Zにおける措置

U P Zにおいては、発電所の状況に応じて、段階的な避難を行うことも必要であり、緊急時モニタリングを実施し、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し、避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを実施し、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し、一時移転を実施する。

(3) U P Z外における措置

U P Z外においては、放射性物質の放出後、O I L 2を超える地域が特定された場合には、避難や一時移転を実施する。

避難・一時移転の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

<p>・県計画との整合</p> <p>・県計画を踏まえつつ、具体的には地域防災計画作成マニュアルを参考に記述</p> <p>・県計画との整合</p>	<p>2. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施（行政センター、広報連絡班、総務班）</p> <p>(1) 市は、県より特定事象（原災法10条）発生の通報を受けた場合、住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <p>(2) 市は、事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。</p> <p>(3) 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、県等に対しても情報提供する。</p>	<p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>1 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、特定事象（原災法第10条事象）の通報があった場合は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、国に報告する。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会が把握した緊急時モニタリング結果等を踏まえて、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して屋内退避、避難又は一時移転の判断を行う。</p> <p>県は、国からの避難指示を受けて、氷見市及びその他の市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。また、住民避難の支援が必要な場合には氷見市及びその他の市町村と連携し国に要請する。さらに、知事は、国から指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。</p> <p>また、国の原子力災害対策本部は、避難及び一時移転の実施にあたっては、その指示を、県、市町村を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝える方策を準備する。このため、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画を立案する。</p> <p>なお、複合災害の発生等により、国との連絡が取りにくい場合などには、県及び市町村が独自に避難の必要性の判断を行ったうえで、市町村が災対法の規定に基づいて、避難指示を出す。</p> <p>2 避難に資する情報の提供（原子力規制委員会、内閣府、気象庁、県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、住民等の避難誘導に当たっては、氷見市及びその他の市町村に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。</p>	<p>第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>1. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>市（町村）は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。</p> <p>【原子力発電所の場合】</p> <p>(1) 市（町村）は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。</p> <p>(2) 市（町村）は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、PAZ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととする。また、市（町村）は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。</p> <p>(3) 市（町村）は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。また、市（町村）は、PAZ内の予防的防護措置（避難）の実施に合わせ、国の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</p> <p>また、市（町村）は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び県と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針に基づいたOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、市（町村）長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p>
--	--	---	--

<p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合 ※県西部6市の相互協力体制確立の含みを盛り込んでいる</p>	<p>(4) 市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。</p> <p>また、避難状況の確認結果については、県等に対して情報提供する。</p> <p>(5) 市は、国、県及び近隣市町村より広域避難受け入れ等の支援要請があった場合、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力する。</p>	<p>3 避難状況の確認等</p> <p>氷見市及び<u>その他の市町村</u>は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。</p> <p>また、避難状況の確認結果については、県を通じて、国の原子力災害現地対策本部等に対して情報提供する。</p> <p>4 市町村を越えて避難する場合の受入先の市町村との協議（県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、国の協力のもと、<u>市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。</u>また、この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示す。</p> <p>なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。</p>	<p>(4) 避難対象区域を含む市（町村）は、住民等の避難誘導に当たっては、<u>県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>また、避難対象区域を含む市（町村）は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び<u>県に対しても情報提供するものとする。</u></p> <p>(5) 避難対象区域を含む市（町村）は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。<u>また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。</u></p> <p>(6) 市（町村）の<u>区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。</u>この場合、<u>県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。</u></p> <p>(7) 市町村は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合 ※震災編等と共通</p>	<p>3. 避難場所（該当各班）</p> <p>(1) 避難及びスクリーニング等の場所の周知徹底等（行政センター、広報連絡班）</p> <p>市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。</p> <p>(2) 避難場所等の適切な運営管理（行政センター、情報調整班、避難所班、救助物資班）</p>	<p>第3 避難場所</p> <p>避難等には肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な災害時要援護者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮する必要がある。また、避難場所の再移転が必要となる場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難場所の事前調整が必要となる。</p> <p>1 避難及びスクリーニング等の場所の周知徹底等（県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、氷見市及び<u>その他の市町村</u>に対し、必要に応じて、緊急時に開設する避難場所及びスクリーニング等の場所の住民等に対する周知徹底について支援する。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援する。さらに、高齢者等の災害時要援護者に配慮して、福祉避難所のほか、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保を支援する。</p> <p>2 避難場所等の適切な運営管理に対する支援等（県知事政策局、市町村）</p>	<p>2. 避難場所</p> <p>(1) 避難対象区域を含む市（町村）は、<u>県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u>また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。</p>

<p>・県計画との整合 ※震災編等と共通</p>	<p>市は、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。</p> <p>(3) 避難者等の情報の把握（行政センター、広報連絡班、避難所班、災害救助班）</p> <p>市は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。</p> <p>また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努める。</p>	<p>氷見市及びその他の市町村は、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。</p> <p>この際、県は、各避難場所の適切な運営管理を支援する。</p> <p>3 避難者等の情報の把握及び国への報告（県知事政策局、厚生部、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否情報に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p>	<p>(2) 避難対象区域を含む市（町村）は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市（町村）に提供するものとする。</p>
<p>・県計画との整合 ※震災編等と共通</p>	<p>(4) 避難所における生活環境の良好な維持（避難所班、保健班、医療救護班）</p> <p>市は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p>	<p>4 避難所における生活環境の良好な維持（県知事政策局、生活環境文化部、厚生部、市町村）</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。</p> <p>避難所の運営に当たっては、市町村は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>なお、県は、氷見市及びその他の市町村が避難所において実施する仮設トイレの早期設置や、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について支援する。</p>	<p>(3) 避難対象区域を含む市（町村）は、県の協力のもと、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p>
<p>・県計画との整合 ※震災編等と共通</p>	<p>(5) 避難者への心身のケア（避難所班、保健班）</p> <p>市は、県と連携し、避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。</p> <p>避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、避難所の運営に当たり市は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p> <p>特に、高齢者、障害者、子ども等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p>	<p>5 避難者への心身のケア（県知事政策局、生活環境文化部、厚生部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、厚生労働省と連携し、避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。</p> <p>避難所の運営に当たっては、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、市町村は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p> <p>特に、高齢者、障害者、子ども等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を</p>	<p>(4) 避難対象区域を含む市（町村）は、県と連携し、避難場所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、市（町村）は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等</p>

<p>・県計画との整合 ※震災編等と共通</p> <p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合</p> <p>・原子力災害対策として、応急仮設住宅の建設まで視野に入れなくてもいいように思われる</p>	<p>また市は、県と連携し、避難者の生活習慣病（口腔ケア含む）の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>(6) 避難所等の運営における女性の参画の推進（行政センター、情報調整班）</p> <p>市は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。</p> <p>(7) 旅館やホテル等の活用（住宅対策班）</p> <p>市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>(8) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備（総務班、医療救護班）</p> <p>市は、県と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。</p> <p>(9) 応急仮設住宅等の提供等（住宅対策班）</p> <p>市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努める。</p>	<p>得つつ、計画的に実施する。</p> <p>また、県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、避難者の生活習慣病（口腔ケア含む）の予防、心のケア等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>6 避難所等の運営における女性の参画の推進（県知事政策局、生活環境文化部、県警察本部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p>避難所の運営に当たっては、市町村は、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p> <p>7 旅館やホテル等の推進（県知事政策局、生活環境文化部、県警察本部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>8 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備（県知事政策局、厚生部、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。</p> <p>9 応急仮設住宅等の提供等（県土木部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、国家公務員宿舍の借上、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努める。</p> <p>10 応急仮設住宅等の建設等（県土木部、市町村）</p> <p>県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>応急仮設住宅の建設及び管理については、状況に応じ、市町村に委任することができる。</p>	<p>を実施するものとする。</p> <p>なお、市（町村）は県と連携し、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 避難対象区域を含む市（町村）は、県の協力のもと、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難対象区域を含む市（町村）は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>(7) 避難対象区域を含む市（町村）は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(8) 市（町村）は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。</p>
---	--	---	--

			る。
・ 県計画との整合	<p>4. 避難手段（財政管財班）</p> <p>市は、自家用車を含めバス、鉄道等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。</p> <p>なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。</p>	<p>第4 避難手段（県知事政策局、土木部、農林水産部、県警察本部、各道路管理者、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、自家用車を含めバス、鉄道、船舶等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。</p> <p>なお、自家用車両による避難を指示する場合、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞く。</p>	
・ 広域一時滞在を受け入れる際の市町村の役割について記述はないが、（旧）地域防災計画作成マニュアルを参考に記述	<p>5. 広域一時滞在の受け入れ（総務班、避難所班）</p> <p>市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>	<p>第5 広域一時滞在</p> <p>1 広域一時滞在に係る要請（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) 市町村</p> <p>被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を要請する。</p> <p>(2) 県</p> <p>県は、市町村から協議要請があった場合は、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待つとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行う。</p> <p>3 石川県からの広域一時避難（石川県、県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、志賀原発立地県である石川県から県内市町村への広域一時避難の要請があった場合は、石川県と県内市町村との調整を行う。</p>	<p>3. 広域一時滞在</p> <p>(1) 市（町村）は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>(2) 市（町村）は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。</p>
・ 県計画との整合	<p>6. 避難の際の住民に対するスクリーニング及び除染の実施（保健班）</p> <p>市は、県が避難者を対象に実施する体表面汚染スクリーニング作業に協力する。</p>	<p>第6 避難の際の住民に対するスクリーニング及び除染の実施（県知事政策局、厚生部、市町村、関係医療機関）</p> <p>スクリーニングによる汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには、不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。</p> <p>県は、避難及び一時移転の対象となった住民等に対し、その移動先において、汚染拡大防止のために、汚染スクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行う。</p> <p>1 体表面汚染スクリーニング</p> <p>県は、国、氷見市及びその他の市町村及び関係機関と連携して、主として避難者を対象として、体表面汚染スクリーニングを実施する。</p> <p>避難所等で実施される体表面汚染スクリーニングにおいて、O I L 4を超える場合は、その場での実効性を勘案し、簡易除染（着替え、拭き取り、</p>	

		<p>簡易除染剤やシャワーの利用等)を行う。その際、吸入被ばくが懸念される場合には鼻腔の汚染を確認するため鼻スメアを行う。ただし、その場で除染ができない場合には帰宅後など除染ができる場所で速やかに除染を行うよう指導する。</p> <p>2 甲状腺スクリーニング</p> <p>県は、体表面汚染スクリーニングの結果や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による被ばくが懸念される場合に、甲状腺スクリーニングを行う。ただし、甲状腺スクリーニング計測では正確な甲状腺被ばく線量を推定することができないことに留意する。</p> <p>3 物品のスクリーニング</p> <p>県は、物品を取扱う者の外部被ばくや内部被ばくの抑制及び汚染拡大防止を目的として、物品のスクリーニングを実施する。また、物品のスクリーニングにおいてもOIL4を基準として用い、汚染がある場合は、簡易除染を行う。</p> <p>除染の基準</p> <table border="1" data-bbox="1258 850 2021 1079"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値※1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL4</td> <td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td> <td>β線：40,000cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm※3 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※2 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>※3 ※2と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。</p>	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm※3 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染	
基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要								
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm※2 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm※3 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染								
<p>・県計画との整合</p>	<p>7. 安定ヨウ素剤の予防服用 (行政センター、総務班、保健班、医療救護班)</p> <p>市は、県から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p> <p>なお、国の原子力災害対策本部及び県に対して安定ヨウ素剤服用の指示を求める時間の余裕がない場合は、医師の意見を聞いた上で安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>ただし、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p>[安定ヨウ素剤服用の留意事項]</p> <p>市は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者</p>	<p>第7 安定ヨウ素剤の予防服用 (原子力規制委員会、県知事政策局、厚生部、市町村、医療関係機関)</p> <p>1 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>安定ヨウ素剤の予防服用については、<u>原子力規制委員会が、発電所の状態や緊急時モニタリング結果等の情報を集約した上で、安定ヨウ素剤の投与指示の一義的な判断を行い、国の原子力災害対策本部を通じて、県に連絡することとなっている。</u></p> <p>県は、<u>国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、周辺住民等の放射線防護のため、氷見市やその他の市町村に対して、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。</u></p> <p>なお、国の原子力災害対策本部に対して安定ヨウ素剤服用の指示を求める時間の余裕がない場合は、医師の意見を聞いたうえで安定ヨウ素剤の服</p>	<p>4. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>市(町村)は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>【事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示】</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZ内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることがとされている。</p> <p>(2) 避難対象区域を含む市(町村)は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安</p>								

	<p>等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。 安定ヨウ素剤の予防服用は、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護対策とともに講ずる必要があり、安定ヨウ素剤の効果のみに過度に期待しないこと。また、不注意による誤飲の防止対策も講じる必要があること。 緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性があること。 年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。 <p>※安定ヨウ素剤の予防服用の具体的な手順等については、今後、国及び県における議論を踏まえて、そのあり方を検討</p>	<p>用を指示する。</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。特にUPZの住民に対しては、避難や屋内退避の指示がなされた段階で適切な服用ができるようにする。</p> <p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項（県知事政策局、厚生部、市町村、関係医療機関）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。 安定ヨウ素剤の予防服用は、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護対策とともに講ずる必要があり、安定ヨウ素剤の効果のみに過度に期待しないこと。また、不注意による誤飲の防止対策も講じる必要があること。 緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性があること。 年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。 <p>※安定ヨウ素剤の予防服用の具体的な手順等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</p>	<p>定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。</p> <p>【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】</p> <p>(1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。</p> <p>(2) 避難対象区域を含む市（町村）は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。</p>
<p>・県計画との整合 ※震災編等と共通</p>	<p>8. 災害時要援護者等への配慮</p> <p>(1) 災害時要援護者等への配慮（災害救助班、保健班、要介護者班）</p> <p>市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、災害応急対策を講ずる。</p> <p>① 災害時要援護者の安全確保</p> <p>ア 市は、あらかじめ作成した災害時要援護者及びその家族が災害発生時にとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、災害時要援護者の支援及び救護を行う。</p> <p>イ 市は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された</p>	<p>第8 災害時要援護者等への配慮</p> <p>1 災害時要援護者等への配慮（県知事政策局、観光・地域振興局、厚生部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関と協力し、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 災害時要援護者の安全確保</p> <p>ア 氷見市及びその他の市町村は、あらかじめ作成した災害時要援護者及びその家族が災害発生時にとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、災害時要援護者の支援及び救護を行う。</p> <p>イ 氷見市及びその他の市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された災害時要援護者の発見に努め、発見した場合には、必要に</p>	<p>5. 災害時要援護者等への配慮</p> <p>(1) 避難対象区域を含む市（町村）は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p>

<p>・県計画との整合</p> <p>・県計画との整合</p>	<p>災害時要援護者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。</p> <p>ウ 市は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>② 災害時要援護者の生活支援</p> <p>ア 福祉避難所の設置</p> <p>市は、災害時要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険福祉施設などを福祉避難所として指定する。</p> <p>イ 社会福祉施設への緊急入所</p> <p>市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障害者の社会福祉施設への緊急入所を行う。</p> <p>ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備</p> <p>市は、避難所において、被災した災害時要援護者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。</p> <p>また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。</p> <p>エ 災害時要援護者の実態調査とサービスの提供</p> <p>市は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した災害時要援護者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。</p> <p>(2) 病院等医療機関（医療救護班）</p> <p>病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。</p> <p>(3) 社会福祉施設等（災害救助班、要介護者班）</p> <p>社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等</p>	<p>応じ避難所への誘導を行う。</p> <p>ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>(2) 災害時要援護者の生活支援</p> <p>ア 福祉避難所の設置</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、介護保険福祉施設などを福祉避難所として指定する。</p> <p>イ 社会福祉施設への緊急入所</p> <p>被災市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障害者の社会福祉施設への緊急入所を行う。</p> <p>ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、避難所において、被災した災害時要援護者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。</p> <p>また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。</p> <p>エ 災害時要援護者の実態調査とサービスの提供</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した災害時要援護者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。</p> <p>2 病院等医療機関（県厚生部、市町村、各医療機関）</p> <p>病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。</p> <p>また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、他都道府県及び国に対し、受入協力を要請する。</p> <p>3 社会福祉施設等（県厚生部、市町村、各社会福祉施設等）</p> <p>社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった</p>	<p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の</p>
---------------------------------	--	--	---

	<p>があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた災害対策マニュアルや避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。</p>	<p>場合は、あらかじめ施設ごとに定めた災害対策マニュアルや避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、他都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入協力を要請するなど避難先の調整のため必要な支援を行う。</p>	<p>指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>9. 学校等施設における避難措置（教育総務班） 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ学校等が定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者に引き渡した場合は、市又は県に対し速やかにその旨連絡する。</p>	<p>第9 学校等施設における避難措置（県経営管理部、教育委員会、市町村、学校等施設） 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ学校等が定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者に引き渡した場合は、県又は氷見市に対し速やかにその旨連絡する。</p>	<p>6. 学校等施設における避難措置 学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>10. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置（情報調整班、観光施設班） 駅、観光施設等不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させる。</p>	<p>第10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置（県知事政策局、市町村） 駅、観光施設等不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に、利用者等を避難させる。</p>	<p>7. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>11. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置（総務班） 市は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関等と連携した運用体制を確立する。</p>	<p>第11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置（県警察本部、氷見市） 氷見市は、避難を勧告又は指示した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域の立入を制限するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとる。 県警察は、氷見市が設定した警戒区域、もしくは避難を勧告又は指示した区域から、円滑に住民等の移動が行われるよう必要な交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両等の進入を制限する。</p>	<p>8. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 市（町村）は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p>
<p>・県計画との整合 ※震災編等と共通</p>	<p>12. 飲食物、生活必需品等の供給（総務班、救助物資班） 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。</p>	<p>第12 飲食物、生活必需品等の供給 1 飲食物、生活必需品等の供給・分配及び調達に関する留意事項（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） 県、氷見市及びその他の市町村は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。 なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。</p>	<p>9. 飲食物、生活必需品等の供給 (1) 市（町村）は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配が行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。 (2) 被災した市（町村）は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の</p>

		<p>2 物資の調達要請（原子力規制委員会、北陸農政局富山地域センター、県厚生部、農林水産部、市町村）</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県や国（物資関係省庁）、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>	<p>県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p> <p>(3) 被災した市町村及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>第4 飲食物の出荷制限、摂取制限等（農政班）</p> <p>(1) 市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。</p> <p>(2) 市は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除を実施する。</p>	<p>第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置である。</p> <p>また、飲食物の摂取制限を講じる際は、必要に応じて摂取制限が措置されている区域の外から代替となる飲食物を提供することも重要である。</p> <p>第1 地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限（原子力規制委員会、県厚生部、農林水産部、市町村）</p> <p>緊急事態区分における全面緊急事態においては、経口摂取による内部被ばくの低減を測るため、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、迅速な摂取制限を行うこととされている。</p> <p>具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率に基づき次のとおり講じることとされている。</p> <p>1 一時移転をする地域における摂取制限</p> <p>空間放射線量率がO I L 2の値を越える地域を特定し、一時移転の措置を講じるとともに、当該地域の地域生産物の摂取を制限する。また、飲食物の放射性核種濃度の測定結果が得られた段階では、O I L 6に基づき、飲食物の摂取制限を判断する。</p> <p>2 飲食物にかかるスクリーニング基準を超える地域における摂取制限</p> <p>空間放射線量率が飲食物に係るスクリーニング基準の値を超える地域を特定し、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始する。この濃度測定の結果、放射性核種濃度がO I L 6を超える飲食物が確認された場合に、当該飲食物について摂取制限を行う。</p> <p>摂取制限の実施に当たっては、緊急時モニタリング結果等の情報を集約する原子力規制委員会は、まず飲食物中の放射性核種濃度の測定を行うべき地域について、次に、当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、国の原子力災害対策本部を通じて、県、関係する市町村に知らせ、連絡を受けた県及び市町村は住民に周知する。</p> <p>県は、O I L 6の値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示及び指導・助言に基づき、地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除について、氷見市及び関係市町村に対し、要請及び指導・助言を</p>	<p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) 市（町村）は、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</p> <p>(2) 市（町村）は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。</p> <p>(3) 市（町村）は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p>

		<p>行う。</p> <p>[飲食物の摂取制限等の基準] (※省略)</p>	
<p>・県計画との整合</p>	<p>第5 緊急輸送、救助・救急医療活動（総務部、民生部、地域包括医療・ケア部）</p> <p>1. 緊急輸送活動の範囲と順位（財政管財班）</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <p>市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、氷見市及び関係市町村の対策本部長等）、災害応急対策要員(国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員)</p> <p>第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予想のための専門家・資機材の輸送</p> <p>第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</p> <p>第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は以下のものとする。</p> <p>① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材</p> <p>② 負傷者、避難者等</p> <p>③ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー及び必要とされる資機材</p> <p>④ コンクリート屋内退避所、避難場所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>⑤ 食料、飲料水等生命維持に必要な物資</p> <p>⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>2. 緊急輸送体制の確立（財政管財班）</p> <p>市は、災害応急対策を実施するに当たり、人員及び物資等の輸送に必要な車両等を調達し、輸送力の確保に努める。輸送活動を行うに当たっては、人命の安全、被害の防止、災害応急活動の円滑な実施に配慮する。</p>	<p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>第1 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送の範囲（県知事政策局）</p> <p>緊急輸送の範囲は以下のものとする。</p> <p>(1) 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材</p> <p>(2) 負傷者、避難者等</p> <p>(3) 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、氷見市及び関係市町村の対策本部長等）、災害応急対策要員(国の原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員)及び必要とされる資機材</p> <p>(4) コンクリート屋内退避所、避難場所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>(5) 食料、飲料水等生命維持に必要な物資</p> <p>(6) その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>2 緊急輸送の順位（県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整する。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー</p> <p>第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予想のための専門家・資機材の輸送</p> <p>第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</p> <p>第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送</p> <p>3 緊急輸送体制の確立（県知事政策局、農林水産部、市町村、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）</p> <p>(1) 緊急輸送活動の実施</p> <p>県は、氷見市、その他の市町村及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。</p>	<p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1. 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <p>避難対象区域を含む市（町村）は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバー</p> <p>第2順位 避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</p> <p>第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</p> <p>第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は以下のものとする。</p> <p>① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材</p> <p>② 負傷者、避難者等</p> <p>③ 対応方針を定める少人数のグループのメンバー（国及び県の現地対策本部長、市町村の対策本部長等）緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材</p> <p>④ コンクリート屋内退避所、避難場所を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資</p> <p>⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p>① 避難対象区域を含む市（町村）は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p>② 避難対象区域を含む市（町村）は、人員、車両等の調達に関して、別表の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請する</p>

		<p>(2) 輸送手段の確保</p> <p>県、氷見市、その他の市町村及び防災関係機関は、災害応急対策を実施するに当たり、人員及び物資等の輸送に必要な車両、船舶、航空機を調達し、輸送力の確保に努める。輸送活動を行うに当たっては、人命の安全、被害の防止、災害応急活動の円滑な実施に配慮する。</p> <p>また、輸送手段は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度及び現地の交通施設の状況を勘案して、次のうちもっとも適切な方法により行う。</p> <p>ア 陸上輸送</p> <p>(ア) 乗用車、貨物自動車及びバス（以下「車両」という。）による輸送道路交通が不能となる場合のほかは、車両により迅速確実に輸送を行う。</p> <p>(※以下省略)</p> <p>(イ) 鉄道、軌道による輸送</p> <p>自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。</p> <p>ウ ヘリコプターによる輸送</p> <p>地上輸送に支障がある場合又は山間僻地へ緊急に輸送の必要が生じた場合においては、ヘリコプターにより必要な人員物資の輸送を行うものとする。</p> <p>(※以下省略)</p>	<p>とともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>③避難対象区域を含む市（町村）は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p>2. 緊急輸送のための交通確保</p> <p>避難対象区域を含む市（町村）道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。</p>
<p>※当市には原子力施設が無いので、少なくとも原子力災害に係る消火活動は無い。</p> <p>※救助・救急も不要</p> <p>※応援要請も不要</p> <p>・唯一、汚染検査や被ばく医療への協力は考えられる</p>	<p>3. 救助・救急医療活動（保健班、医療救護班）</p> <p>市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力する。</p>	<p>第9節 救助・救急及び消火活動</p> <p>第1 救助・救急、消火活動のための資機材の確保（県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、他の都道府県、北陸電力、その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。</p> <p>第2 応援の要請（県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村、北陸電力等に対し、応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。</p> <p>第3 緊急消防援助隊への応援要請（県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村から他都道府県への応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町村に連絡する。。</p> <p>なお、要請時には以下の事項に留意する。</p>	<p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1. 救助・救急及び消火活動</p> <p>(1) 避難対象区域を含む市（町村）は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。</p> <p>2. 医療措置</p> <p>市（町村）は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとする。</p>

		<p>(1) 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間</p> <p>(2) 応援要請を行う消防機関の種別と人員</p> <p>(3) 氷見市及び関係市町村への進入経路及び集結(待機)場所</p>	
<p>・県計画との整合</p>	<p>第6 住民等への的確な情報伝達活動 (市長政策室、総務部)</p> <p>1. 住民等への情報伝達活動 (行政センター、広報連絡班、総務班)</p> <p>(1) 住民等への広報</p> <p>市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行う。</p> <p>(2) 実施方法等</p> <p>市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、下記の項目について、繰り返し伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常事態が生じた施設名及び発生時刻 ・空間放射線率の計測値等の周辺環境情報及び今後の予測 ・各区域あるいは集落別の住民の取るべき行動の指示 	<p>第11 節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1 住民等への情報伝達活動</p> <p>1 住民等への広報 (県知事政策局、市町村、各防災関係機関)</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放射性物質及び放射線による影響は五感には感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。</p> <p>2 実施方法等 (県知事政策局、市町村、各報道機関、各防災関係機関)</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、住民等への情報提供にあたっては国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備し、電気通信事業者と連携した緊急速報メールなど多様なメディア等の利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、下記の項目について、繰り返し伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異常事態が生じた施設名及び発生時刻 ・空間放射線率の計測値等の周辺環境情報及び今後の予測 ・各区域あるいは集落別の住民の取るべき行動の指示 <p>4 広報内容の確認 (県知事政策局、市町村)</p> <p>県は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、氷見市、その他の市町村、指定行政機関、公共機関及び北陸電力と相互に連絡をとりあい、情報共有に努める。</p> <p>5 多様な情報手段の活用 (県知事政策局、市町村、各報道機関、電気通信事業者、各防災関係機関)</p> <p>県は、情報伝達に当たっては、防災行政無線、防災ラジオ、広報車等による広報のほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという</p>	<p>第9 節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>1. 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 市(町村)は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。</p> <p>(2) 市(町村)は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>※市(町村)の広報体制・・・略</p> <p>※市(町村)が行う広報事項・・・略</p> <p>(3) 市(町村)は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測、等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市(町村)が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) 市(町村)は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。</p>

<p>・震災編と同じ共通事項</p>	<p>2. 住民等からの問い合わせに対する対応（行政センター）</p> <p>市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報を収集・整理・発信を行う。</p>	<p>ニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報提供に努める。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>6 避難状況（避難場所及び連絡先）の把握（県知事政策局、市町村）</p> <p>県は、避難状況の確実な把握に向けて、氷見市又はその他の市町村が指定した避難所以外に避難した場合等には、氷見市又はその他の市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力する。</p> <p>第2 住民等からの問い合わせに対する対応（県知事政策局、市町村、各防災関係機関）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関等と連携し、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた総合的な窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報を収集・整理・発信を行う。</p> <p>国や志賀原発立地県である石川県、市町村、関係機関等と連携して、放射線被ばくなど各相談窓口間の関係も密にして、住民からの問合せ対応や情報受付対応が適時適切にきめ細かく行えるよう、住民にわかりやすい総合的な相談体制を構築する。</p> <p>※安全対策の透明性を確保し、住民の信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</p>	<p>(5) 市（町村）は、情報伝達に当たって、同報無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>(6) 市（町村）は、避難状況の確実な把握に向けて、市（町村）が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市（町村）の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。</p> <p>2. 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>市（町村）は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p>
<p>・震災編と同じ共通事項</p>	<p>第7 自発的支援の受け入れ等（民生部、経理部）</p> <p>1. ボランティアの受け入れ等（災害救助班）</p> <p>市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p>	<p>第12 節 自発的支援の受け入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県及び国、関係団体は、適切に対応する。</p> <p>第1 ボランティアの受け入れ等（県生活環境文化部）</p> <p>県、国、氷見市、その他の市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際しては、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実</p>	<p>第10 節 自発的支援の受け入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市（町村）は、適切に対応する。</p> <p>1. ボランティアの受け入れ</p> <p>市（町村）は、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受け入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動</p>

<p>・震災編と同じ共通事項</p>	<p>2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ（救助物資班）</p> <p>(1) 受付 市は、義援金、救援物資の受付先を定めておく。なお、救援物資については、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通して公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。</p> <p>(2) 保管 市は、義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておく。</p> <p>(3) 配分 義援金の配分は、県、市町村、日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置し、この委員会において定める。また救援物資の配分は、県、市町村と協議のうえ、それぞれが希望する物資を輸送する。</p>	<p>施が図られるよう支援に努める。</p> <p>第2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>1 義援金、救援物資の受入れ（県厚生部、出納局、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) 受付 県、氷見市、その他の市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ送付された義援金、救援物資の受付先を定めておくものとする。なお、救援物資については、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部及び報道機関を通して公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。</p> <p>(2) 保管 県、氷見市、その他の市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、それぞれ義援金の保管方法や救援物資の集積地を定めておくものとする。</p> <p>(3) 配分 県は、義援金について、県、氷見市、その他の市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体で構成する委員会を設置するものとし、災害規模に応じ、この委員会において義援金の配分について定めるものとする。また、救援物資については、被災市町村と連携を図り、希望する物資を輸送するものとする。</p> <p>2 救援物資の提供（県厚生部、市町村） 県、氷見市及びその他の市町村は、県民、企業等が、救援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう周知するものとする。</p>	<p>の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。</p> <p>2.国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ 被災した市（町村）は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 義援金の受入れ 市（町村）は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。</p>
--------------------	--	---	---

南砺市地域防災計画（修正案）		富山県地域防災計画「原子力災害編」 改訂版（中間報告）	「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル （市町村分）」改訂版										
第4節 原子力災害中長期対策		第4章 原子力災害中長期対策	第4章 原子力災害中長期対策										
・体系図を追加	<p>【対策の体系】</p> <table border="1"> <tr><td>第1</td><td>放射性物質による環境汚染への対処</td></tr> <tr><td>第2</td><td>災害地域住民に係る記録等の作成</td></tr> <tr><td>第3</td><td>被災者等の生活再建等の支援</td></tr> <tr><td>第4</td><td>風評被害等の影響の軽減</td></tr> <tr><td>第5</td><td>心身の健康相談体制の整備</td></tr> </table>	第1	放射性物質による環境汚染への対処	第2	災害地域住民に係る記録等の作成	第3	被災者等の生活再建等の支援	第4	風評被害等の影響の軽減	第5	心身の健康相談体制の整備		
第1	放射性物質による環境汚染への対処												
第2	災害地域住民に係る記録等の作成												
第3	被災者等の生活再建等の支援												
第4	風評被害等の影響の軽減												
第5	心身の健康相談体制の整備												
・県計画との整合	<p>第1 放射性物質による環境汚染への対処（環境対策班） 市は、国、県、北陸電力及びその関係機関とともに、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。</p>	<p>第6節 放射性物質による汚染の除去（原子力規制委員会、県知事政策局、関係部局、市町村） 県は、国、氷見市、その他の市町村、北陸電力及びその関係機関とともに、放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。</p>	<p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処 市（町村）は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p>										
・県計画との整合 ※震災編等と共通	<p>第2 災害地域住民に係る記録等の作成（広報連絡班、避難所班） 1）災害地域住民の記録 市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。 (2) 災害対策措置状況の記録 市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく</p>	<p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成 第1 災害地域住民の記録（県知事政策局、厚生部、市町村） 県は、氷見市及びその他の市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。 第3 災害対策措置状況の記録（県知事政策局、市町村） 県、氷見市及びその他の市町村は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。</p>	<p>第6節 災害地域住民に係る記録等の作成 1. 災害地域住民の記録 市（町村）は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。 2. 災害対策措置状況の記録 市（町村）は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。</p>										
・震災編と同じ共通事項	<p>第3 被災者等の生活再建等の支援（該当各班） 1. 被災者の生活再建等に向けた支援 市は国及び県と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。 2. 被災者の自立に対する援助、助成措置 市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、出来る限り総合的な相談窓口を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対</p>	<p>第8節 被災者等の生活再建等の支援（北陸労働金庫、住宅金融支援機構、県厚生部、商工労働部、農林水産部、県社会福祉協議会、市町村） 第1 被災者の生活再建等に向けた支援 県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。 第2 被災者の自立に対する援助、助成措置 県は、国及び氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、出来る限り</p>	<p>第7節 被災者等の生活再建等の支援 (1) 市（町村）は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。 (2) 市（町村）は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地</p>										

	<p>しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>3. 被災中小企業等に対する支援</p> <p>市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備導入資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。</p>	<p>総合的な相談窓口を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。</p> <p>第3 被災地域の総合的な復旧・復興対策の機動的、弾力的な推進の手法の検討</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援（県厚生部、商工労働部、農林水産部、市町村）</p> <p>県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備導入資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。</p>	<p>方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) 市(町村)は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p> <p>第9節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>市(町村)は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>第4 風評被害等の影響の軽減（農政班、観光施設班）</p> <p>市は、国及び県と連携し、風評被害等が生じないよう、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。</p>	<p>第9節 風評被害等の影響の軽減（県観光・地域振興局、厚生部、商工労働部、農林水産部、市町村）</p> <p>県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、風評被害等が生じないよう、農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。</p>	<p>第8節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>市(町村)は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。</p>
<p>・県計画との整合</p>	<p>第5 心身の健康相談体制の整備（保健班）</p> <p>市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備する。</p>	<p>第11節 心身の健康相談体制の整備（県厚生部、市町村）</p> <p>県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国、氷見市及びその他の市町村とともに、住民等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備する。</p> <p>放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、メンタルケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価を実施し、健康への負荷を低減するとともに、将来の潜在的な健康影響に関する住民の不安を軽減する。</p>	<p>第10節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>市(町村)は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。</p>